

令和4年第1回定例会

九十九里町議会会議録

令和4年3月2日開会

令和4年3月17日閉会

九十九里町議会

令和4年第1回九十九里町議会定例会会議録

目 次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号 (3月2日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定の件	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○一般質問	17
西村みほ君	17
善塔道代君	26
荒木かすみ君	35
谷川優子君	43
○休会の件	58
○散会の宣告	58

第 2 号 (3月7日)

○議事日程	61
○出席議員	62
○欠席議員	62

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 2
○職務のため出席した者の職氏名	6 3
○開議の宣告	6 4
○議事日程の報告	6 4
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
・議案第1号 専決処分の承認を求めることについて	
○議案第10号から議案第14号までの上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
・議案第10号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算（第13号）	
・議案第11号 令和3年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第2号）	
・議案第12号 令和3年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
・議案第13号 令和3年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
・議案第14号 令和3年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第3号）	
○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 7
・議案第15号 九十九里町議会議員及び九十九里町長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の制定について	
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 8
・議案第16号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	
○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
・議案第17号 九十九里町東日本大震災復興基金条例の一部を改正する条例の制 定について	
○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
・議案第18号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ いて	
○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 1
・議案第19号 九十九里町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 2
・議案第20号 九十九里町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3

・議案第 2 1 号 九十九里町映画上映に関する取締条例を廃止する条例の制定について	
○議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 4
・議案第 2 2 号 建物の無償貸付について	
○議案第 2 3 号から議案第 3 1 号までの上程、説明、質疑、討論、採決	8 6
・議案第 2 3 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	
・議案第 2 4 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	
・議案第 2 5 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	
・議案第 2 6 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	
・議案第 2 7 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	
・議案第 2 8 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	
・議案第 2 9 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	
・議案第 3 0 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	
・議案第 3 1 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	
○議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 1
・議案第 3 2 号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター評価委員会共同設置規約の変更に関する協議について	
○散会の宣告	9 3

第 3 号 (3月8日)

○議事日程	9 5
○出席議員	9 5
○欠席議員	9 5
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 5
○職務のため出席した者の職氏名	9 6
○開議の宣告	9 7
○議事日程の報告	9 7
○議案第 2 号から議案第 9 号までの上程、説明	9 7
・議案第 2 号 令和 4 年度九十九里町一般会計予算	
・議案第 3 号 令和 4 年度九十九里町給食事業特別会計予算	

・議案第4号	令和4年度九十九里町国民健康保険特別会計予算	
・議案第5号	令和4年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算	
・議案第6号	令和4年度九十九里町介護保険特別会計予算	
・議案第7号	令和4年度九十九里町病院事業特別会計予算	
・議案第8号	令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計予算	
・議案第9号	令和4年度九十九里町ガス事業会計予算	
○日程の追加	99
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
・発議第1号	ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議について	
○休会の件	101
○散会の宣告	101

第 4 号 (3月17日)

○議事日程	103
○出席議員	103
○欠席議員	103
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	104
○職務のため出席した者の職氏名	104
○開議の宣告	105
○議事日程の報告	105
○議案第2号から議案第9号までの質疑、討論、採決	105
・議案第2号	令和4年度九十九里町一般会計予算	
・議案第3号	令和4年度九十九里町給食事業特別会計予算	
・議案第4号	令和4年度九十九里町国民健康保険特別会計予算	
・議案第5号	令和4年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算	
・議案第6号	令和4年度九十九里町介護保険特別会計予算	
・議案第7号	令和4年度九十九里町病院事業特別会計予算	
・議案第8号	令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計予算	
・議案第9号	令和4年度九十九里町ガス事業会計予算	
○日程の追加	134

○議案第 33 号の上程、説明、質疑、討論、採決	135
・議案第 33 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 34 号の上程、説明、質疑、討論、採決	136
・議案第 34 号 契約の締結について	
○議案第 35 号の上程、説明、質疑、討論、採決	138
・議案第 35 号 変更契約の締結について	
○閉会の宣告	139
○署名議員	141

令和4年第1回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月8日

九十九里町長 大 矢 吉 明

1 期 日 令和4年3月2日

2 場 所 九十九里町議会議場

令和4年第1回九十九里町議会定例会会議録（第1号）

令和4年3月2日（水曜日）

令和4年第1回九十九里町議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年3月2日（水）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 一般質問
日程第 6 休会の件

出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 西村みほ君 | 2番 | 小川浩安君 |
| 3番 | 原田教光君 | 4番 | 鎗田貴俊君 |
| 5番 | 中村義則君 | 6番 | 古川徹君 |
| 7番 | 浅岡厚君 | 8番 | 荒木かすみ君 |
| 9番 | 内山菊敏君 | 10番 | 善塔道代君 |
| 11番 | 細田一男君 | 12番 | 佐久間一夫君 |
| 13番 | 谷川優子君 | 14番 | 古川明君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長 | 大矢吉明君 | 副町長 | 鈴木浩光君 |
| 教育長 | 藤代賢司君 | 総務課長 | 篠崎英行君 |
| 企画財政課長 | 作田延保君 | 税務課長 | 吉田洋一君 |
| 住民課長 | 鵜澤康子君 | 健康福祉課長 | 鎗田貴賜君 |

産業振興課長	南 部 雄 一 君	まちづくり 課長	山 口 義 則 君
会計管理者	中 村 吉 徳 君	ガス課長	川 島 常 嗣 君
教育委員会 教務局長	木 原 隆 行 君	教育委員会 教務局主幹	竹 内 秀 樹 君
社会福祉課 補佐	戸 村 恵 子 君	農業委員会 事務局局長	小 森 克 彦 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 篠 崎 肇 君 書 記 大 原 真 弓 君

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前 9時30分

○議 長（古川 徹君） ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから令和4年第1回九十九里町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（古川 徹君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（古川 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

7番 浅 岡 厚 君

13番 谷 川 優 子 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議 長（古川 徹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から17日までの16日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から17日までの16日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議 長（古川 徹君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長より議案第1号から議案第32号の送付があり、これを受理いたしました。

本定例会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、

町長、大矢吉明君であります。また、町長より本定例会の説明者として委任した旨、通知のあった者は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

次に、令和3年度第3回定期監査が1月31日に実施され、監査委員から定期監査結果の報告がありました。お手元に配付の印刷物によって御了承を願います。

◎日程第4 行政報告

○議長（古川 徹君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、令和4年第1回九十九里町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様方全員の御出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

本定例会において、令和4年度九十九里町一般会計及び特別会計予算案、各種条例案、また令和3年度各会計の補正予算案について、御審議をお願いするところでございます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、年明けからオミクロン株が猛威を振るい、全国の新規感染者数が過去最高を更新する日々が続きました。本町においても感染者数が急増するなど、町民の皆様には御自身や御家族の健康や暮らしなどに不安や御心配を感じる日々が続いていることと思います。

感染拡大防止の要となります3回目のワクチン接種は、2月14日から集団接種を開始しました。また、各医療機関においても個別接種に御協力をいただいております。改めまして、医療従事者をはじめ、関係者の皆様の御尽力に心から御礼申し上げますとともに、接種体制及び計画的な接種の実施に御理解、御協力をいただいております町民の皆様にも心より感謝申し上げます。

それでは、令和3年第4回議会定例会以降の主な事業を御報告いたします。

昨年12月11日、房総半島沖を震源とする震度6強の地震と大津波警報の発表を想定した防災訓練を実施し、災害発生時における初動体制の再確認を図りました。全職員が参加し、また議会の皆様にも御参加いただき、非常参集訓練から避難所の開設や炊き出し、積み土のうの設置など、実践に即した訓練を実施いたしました。

本年1月16日のトンガ沖で発生した、海底火山爆発による津波注意報発表の際には、各職

員が迅速に対応し、訓練の成果が早速発揮され、訓練の重要性を再認識したところでございます。

また、12月28日から30日には、消防団の皆様にお骨折りいただき、歳末特別警戒を実施いたしました。

1月9日には、サンライズ九十九里において2年ぶりとなる成人式を挙行し、本町では147名の方が新成人として新たな一步を踏み出しました。九十九里町で培われた力を存分に発揮し、輝かしい未来を築かれることを期待いたします。

なお、元旦祭や消防出初式については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と参加者の安全確保を優先し、やむなく中止となりました。

また、今後の予定でございますが、3月には町立小・中学校及びこども園の卒業式・卒園式が、新年度を迎え4月には入学式・入園式がそれぞれ予定されております。そのほかの事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、実施について検討してまいります。

続きまして、令和4年第1回九十九里町議会定例会に臨むに当たり、町政運営の基本的な考え方について、私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

まず、国の状況でございますが、令和4年度の当初予算案は一般会計の総額が107兆5,964億円で、令和3年度の当初予算106兆6,097億円と比較すると9,867億円の増額となり、過去最大の予算規模となっております。

歳入では、企業業績の改善などを背景に、税収は7兆7,870億円増の65兆2,350億円としております。また、新規の国債の発行額は、前年度の当初予算より6兆6,710億円減少しており、歳入不足を補うための赤字国債が30兆6,750億円、建設国債が6兆2,510億円、合わせて36兆9,260億円となっております。

歳出では、高齢化に伴い、年金や医療等の社会保障費が前年度より4,393億円増加して、過去最大の36兆2,735億円を見込み、国債費についても5,808億円増の24兆3,393億円となっております。また、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として、機動的に使い道を決められる予備費5兆円を計上しております。

一方、地方財政対策ですが、自治体の一般財源の柱である地方交付税については、社会保障費の増加が見込まれる中で、行政サービスを安定的に提供しつつ地域の重要課題に取り組めるよう、総額で前年度を6,153億円上回る18兆538億円が盛り込まれました。

次に、千葉県の令和4年度の当初予算でございますが、県民の命と暮らしを守ることを最

優先とし、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、防災・減災対策や交通安全対策を加速することとして、一般会計の総額は、知事選後に骨格予算を肉づけした令和3年度予算と比較して2,473億3,800万円減の2兆1,772億6,500万円となっております。

歳入では、県税については、景気回復に伴う企業収益や個人所得の増加により法人2税で329億3,300万円、個人県民税で113億6,400万円の増額となるほか、国内消費の回復等により地方消費税が252億2,100万円の増額となることから、全体では712億9,200万円増の8,859億3,600万円を見込んでおります。

また、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税については、県税収入や地方譲与税の大幅な増などを踏まえ、780億円減の2,710億円が計上されております。

県債については、建設地方債が22億円の増額となる一方、臨時財政対策債で630億円の減額を見込み、全体では608億円の減額となっております。また、県債残高は、臨時財政対策債の新規発行額が減少することから、335億円減の3兆454億円となる見込みとなっております。

歳出では、新型コロナウイルス感染症対応経費として3,350億8,000万円を計上し、人件費は5,170億5,200万円を見込んでおります。社会保障費は105億9,300万円増の3,329億8,400万円としており、引き続き高齢化の進展等に伴う介護給付費県負担金や後期高齢者医療給付費負担金の増などのほか、障害のある方々のサービス利用の増加などに伴い、障害者自立支援給付費負担金や障害児通所給付費負担金などが増額となっております。

このような国、県の動向を受けての本町の令和4年度の当初予算案でございますが、令和4年度は第5次町総合計画が2年目となることから、引き続き計画に掲げる町の将来像の実現に向けた施策を進めてまいります。

あわせて、新型コロナウイルス感染症対策や少子高齢化対策、防災・減災、公共施設等の老朽化対策、デジタル化の推進などの諸問題に対し、課題解決に向けて取り組まなければなりません。

このことから、本町が将来にわたり安定的かつ的確な行政サービスを提供していくために、歳入歳出両面における改善が不可欠であり、あらゆる対応策を最大限に活用することを予算編成方針といたしました。

この基本方針に基づき編成しました令和4年度の九十九里町の予算規模は、一般会計と特別会計を合わせまして総額107億5,672万円となります。

町の将来像である「人、自然、風土を力に 未来に広がる海浜文化都市 九十九里」の建

設に向け、次の3点を引き続き重要事項として取り組むよう、幹部職員はもとより、全職員に対して指示しております。

1つ目として、九十九里浜を最大限活用した交流人口の増大、2つ目として、地域の宝である子供たちの教育環境の充実、3つ目として、本町に住み続けたいと思う町民を大切にすることでございます。

総合計画の実現に向け、私が先頭に立ち、全職員とともに全力で取り組んでまいります。引き続き、町議会議員の皆様、住民の皆様の御理解と御協力をいただきたくお願いを申し上げます。

続きまして、本定例会において御審議いただく議案について御説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、令和3年11月に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策により、効果的・効率的かつきめ細やかに実施する事業を対象とした、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付が決定されました。

これを受け、感染防止及び感染リスクの低減策などの事業を早急に実施するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年2月1日に、令和3年度九十九里町一般会計補正予算（第12号）を専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

議案第2号 令和4年度九十九里町一般会計予算についてですが、予算の総額を57億6,200万円とし、前年度と比較して2億7,000万円の増額予算となります。

初めに、歳入についてでございますが、町税は政府の経済対策などにより個人町民税、法人町民税ともに回復傾向にあることから、前年度と比較して5,838万7,000円増の14億1,232万円を見込んでおります。

また、歳入の根幹をなす地方交付税についても、国税収入の増加を受け、前年度と比較して1億7,700万円増の20億6,500万円を見込んでおります。

一方で、町の借金に当たります町債は、地方の財源不足を穴埋めする臨時財政対策債が、町税や交付税の増収を受け大幅に抑制したことにより、前年度と比較して2億7,210万円減の3億6,930万円を予定しております。

次に、歳出についてでございますが、歳出は新規事業と重点事業について、第5次町総合計画の5つのまちづくりの目標に基づき申し上げます。

1つ目の「活力ある産業振興と賑わいのあるまちづくり」の予算額は2億4,291万円でご

ざいます。

まず、将来性のある農漁業の振興に向けた取組として、農業関係では、新たに飼料用米の拡大支援として町単独補助事業を創設するとともに、引き続き新規就農者の支援を進めるため農業次世代人材投資資金を計上したほか、多面的機能支払交付金を計上し、農業・農村の持つ自然環境、景観形成等の機能の維持・発揮を図り、地域の共同活動を支援することにより、農業従事者の高齢化や担い手不足などの諸問題に積極的に対処してまいります。

次に、水産業では、片貝漁港の整備及び維持を図るための事業について、国、県とともに進めてまいります。さらに、漁業の活性化に向け、ふるさと納税を生かした漁業・遊漁船振興事業を拡充し、地ハマグリの畜養実験を支援してまいります。また、引き続き千葉ブランド水産物促進事業として九十九里地ハマグリの種苗放流を、県及び漁業協同組合と取り組んでまいります。

次に、地域資源を生かした観光の振興に向けた取組では、観光交流の促進強化策として、新型コロナウイルス感染症の影響により減少している交流人口を呼び戻すため、千葉ロッテマリーンズ主催ゲームに冠協賛し、観光の町九十九里を広くPRしてまいります。

また、海の駅九十九里は、九十九里町の魅力発信基地、地域の交流拠点施設としての役割を果たすよう取り組み、九十九里町の持つ観光資源を活用し、地域で連携を図りながら観光振興を推進してまいります。

2つ目の「健やかに生き生きと暮らすまちづくり」の予算額は、11億6,521万円を計上いたしました。

まず、生活を通じた健康づくりを推進するため、コロナ禍により低下したがん検診など、各種検診への動機づけに努めるとともに、新型コロナウイルスワクチンの3回目追加接種について、円滑な実施に向け、医療機関と連携して取り組んでまいります。

また、救急医療、急性期医療を核とした地域の中核病院である東千葉メディカルセンターが開院9年目を迎え、コロナ禍にあっても地域の皆様に安定した医療が提供できるよう、引き続き看護師の養成を支援してまいります。

次に、安心して子供を産み育てられる環境づくりに向けた取組として、子育てアプリを活用した子育て世代への積極的な情報発信を行うとともに、子供たちの教育・保育環境の充実に向けて、こども園を生かした体育教室や英語教室を実施いたします。

次に、支え合いと生きがいの地域づくりに向けては、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域共生社会の実現に向け、健康づくりや福祉サービスの提供の充実に努め、

互いに助け合う環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

また、高齢者の生きがいつくり、健康維持の場として活用しているスポーツ広場について、新たに休憩場所を整備いたします。

3つ目の「安全・安心に快適に暮らすまちづくり」の予算額は、8億2,737万円でございます。

まず、災害に備える地域づくりに向けた取組として、消防団員数の減少や、災害が多発化、激甚化する中で消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員の処遇改善のため、団員報酬の引上げを実施いたします。

また、災害発生時に被害をできるだけ少なくするため、引き続き共助の力となる自主防災組織の結成を推進し、地域防災力の向上に努めてまいります。

次に、快適に暮らせる基盤づくりとして、防犯灯のLED化を推進するとともに、住民の皆様のご日常生活に密着した道路の補修事業及び排水路の施設管理事業を計画に進めてまいります。

また、公共交通の充実に向けて、試験的に実施しているタクシー利用助成について、ニーズに合わせて改善を加えるとともに、現在の公共交通会議を法定協議会に移行し、町民の移動ニーズに合わせた地域交通を計画してまいります。

移住・定住の促進では、移住者の住宅購入等への助成事業を引き続き実施し、人口減少対策に取り組むとともに、SNSの活用により町の魅力を広く発信してまいります。

次に、自然環境を守る地域づくりに向けた取組では、脱炭素社会を推進するため、新たに住宅用蓄電池設備の導入などに補助金を拡充するほか、引き続き、住民、事業者と町が協働して3R運動を展開する環境の整備を促進し、資源の循環利用につなげてまいります。

4つ目の「生きる力と豊かな心を育むまちづくり」の予算額を5億4,402万円といたしました。

まず、子供たちの生きる力を育む取組として、特色ある教育を推進するため、GIGAスクール構想に基づき整備したICT環境を活かし、分かりやすい授業を実施していくとともに、引き続き千葉工業大学との包括的な連携に関する協定の下、くじゅうくりみらいリーダー育成事業を展開し、児童・生徒の体験学習の推進に努めてまいります。

また、学校教育施設設備の充実に向けては、九十九里小学校のエレベーター改修工事や九十九里中学校の防火シャッター改修工事を実施し、教育環境の向上を図ります。

次に、多様な学習機会の充実に向けてでは、スポーツ活動の充実として、九十九里の海を

活かしたサーフィン教室の開催や、東金市と共同による東金・九十九里波乗りハーフマラソンを開催し、スポーツによる交流を促進してまいります。

また、新たに中央公民館空調機改修工事や町野球場ラバーフェンス設置工事、いわし博物館の解体撤去工事を実施いたします。

5つ目の「ともに生きるつながりのまちづくり」の予算額は、8億7,080万円でございます。

人権の尊重、男女共同参画活動を引き続き展開し、性別や年齢にかかわらず地域活動への参画を促進してまいります。

また、町民と行政で情報の共有化を図るため、様々な媒体を活用し、分かりやすい行政運営に努めてまいります。

これら5項目の予算額と、職員給与費や内部管理経費などの予算21億1,166万円を合わせまして、一般会計予算の総額は57億6,200万円となります。

議案第3号 令和4年度九十九里町給食事業特別会計予算についてでございますが、給食事業につきましては、子供たちの健やかな成長を願い、安全・安心な学校給食の提供に努めております。

予算の総額は1億3,000万円で、前年度と比較して4,000万円、23.5%減額の予算といたしました。減額的主要因は、施設の長寿命化を図る工事等の終了に伴う施設管理費の減額によるものでございます。

議案第4号 令和4年度九十九里町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、国民健康保険制度は、持続可能な制度の運営を目指し、平成30年度から千葉県が財政運営の責任主体となる広域化が始まり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、県と市町村の共同により運営されております。

県と町がともに国民健康保険制度の運営を担うための予算編成として、予算の総額は21億3,400万円で、前年度と比較して300万円、0.1%減額の予算といたしました。減額的主要因は、被保険者数の減少による保険給付費の減額によるものでございます。

議案第5号 令和4年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担を明確にし、社会全体で高齢者の医療費を支え合う制度で、県内の全ての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が保険者となり、保険料と現役世代の支援金によって運営されております。

予算の総額は2億3,600万円で、前年度と比較して300万円、1.3%増額の予算といたしま

した。増額の主な要因は、被保険者数の増加による広域連合への納付金の増額によるものでございます。

議案第6号 令和4年度九十九里町介護保険特別会計予算についてでございますが、本町の高齢化率は40%を超え、増加傾向で推移しています。今後、高齢化が進む中で、身近な地域での相談体制を整え、細やかな支援に当たるため、地域包括支援センターのさらなる機能強化を図る予算編成といたしました。

予算の総額は19億100万円で、前年度と比較して1億7,900万円、10.4%増額の予算といたしました。増額の主な要因は、施設入所者が増加傾向にあり、介護サービス利用者の増加が見込まれることなどから、介護サービス給付費の増額によるものでございます。

議案第7号 令和4年度九十九里町病院事業特別会計予算についてでございますが、東千葉メディカルセンターにつきましては、千葉県、千葉大学医学部附属病院、設立団体である本町と東金市が連携して経営の健全化に取り組んでいるところでございます。

予算の総額は5億9,372万5,000円で、前年度と比較して1億7,420万8,000円、41.5%増額の予算といたしました。増額の主な要因は、電子カルテシステムの更新に係る医療機器の事業貸付金の増額によるものでございます。

議案第8号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計予算についてでございますが、令和3年4月より農業集落排水事業特別会計から公営企業会計へ移行し、農業集落排水事業の計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでおります。

第3条に規定している収益的収入の総額は、施設使用料や一般会計からの補助金を含め1億2,278万5,000円を見込んでおります。収益的支出の総額は、処理場の維持管理に係る業務費や減価償却費、企業債の利息を含め1億5,191万2,000円でございます。

次に、第4条に規定している資本的収入につきましては、9,595万6,000円で、主なものは一般会計からの繰入金7,445万3,000円でございます。資本的支出の総額は、9,595万6,000円で、主なものは企業債償還金7,434万4,000円のほか、処理施設等の修繕費2,161万2,000円でございます。

議案第9号 令和4年度九十九里町ガス事業会計予算についてでございますが、第3条に規定している収益的収入の総額は3億7,702万4,000円で、主なものはガス売上料金3億1,409万8,000円でございます。収益的支出の総額は、ガス購入費1億1,652万3,000円を含めたガス事業の維持管理に係る業務費で3億6,622万3,000円でございます。

次に、第4条に規定している資本的収入につきましては、工事負担金11万円でございます。

資本的支出の総額は1億3,243万7,000円で、主なものは導管工事1億2,759万3,000円でございます。資本的収入に対し不足する額1億3,232万7,000円につきましては、建設改良積立金及び内部留保資金などを充てることとしております。

議案第10号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算（第13号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億1,021万2,000円を追加し、予算の総額を68億8,613万1,000円とするものでございます。

今回の補正は、事業の完了や精算が主なものですが、庁舎建設資金に7,000万1,000円、財政調整基金に2億4,449万6,000円を積み立て、障害福祉サービス利用者の増加により介護給付費773万8,000円、訓練等給付費677万9,000円などを増額いたします。

また、引っ越しワンストップサービスに対応するためのシステム改修に伴う戸籍住民基本台帳事務管理事業など4事業の繰越明許費の設定や事業費の確定などによる地方債の補正を行うものでございます。

議案第11号 令和3年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ543万7,000円を減額し、予算の総額を1億6,012万9,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、総務費の一般管理費で、事業費の精算により防水・外壁等改修工事436万7,000円などを減額いたします。

歳入の補正につきましては、一般会計繰入金571万3,000円などを減額し、諸収入の消費税及び地方消費税還付金119万2,000円を増額いたします。

議案第12号 令和3年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ72万3,000円を減額し、予算の総額を21億8,227万1,000円とするものでございます。

歳入の補正につきましては、保険給付費等交付金で配分額の確定により、保険者努力支援分255万円、繰入金の国保財政安定化支援事業繰入金110万2,000円などを減額し、保険税軽減対象者数の増により保険基盤安定繰入金の保険税軽減分272万6,000円、保険者支援分234万7,000円などを増額いたします。

歳出の補正は、事業の精算によるものでございます。

議案第13号 令和3年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,001万円を減額し、予算の総額を2億2,605万1,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金で、後期高齢者医療保険料等負担金906万5,000円などを減額いたします。

歳入の補正につきましては、保険料の確定により、特別徴収保険料現年度分692万2,000円、保険基盤安定繰入金402万8,000円などを減額し、被保険者の増により普通徴収保険料現年度分210万5,000円などを増額いたします。

議案第14号 令和3年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,787万9,000円を追加し、予算の総額を18億6,170万円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、施設利用など給付費の増加に伴い、保険給付費の介護サービス給付費2,632万3,000円、地域密着型介護サービス給付費453万6,000円などを増額いたします。

歳入の補正につきましては、繰入金の介護給付費繰入金現年度分458万6,000円、介護給付費準備基金繰入金3,010万1,000円などを増額いたします。

議案第15号 九十九里町議会議員及び九十九里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてでございますが、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、町議会議員選挙及び町長選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用のビラ及びポスターの作成に係る費用が、条例で定めることにより選挙公営の対象とすることができることとされたため、本条例を制定するものでございます。

議案第16号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、消防団員を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨、及び令和3年4月に総務省消防庁から公表された消防団員の処遇等に関する検討会における報告を踏まえ、消防団員の処遇改善を図るため、所要の改正をするものでございます。

議案第17号 九十九里町東日本大震災復興基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和3年度以降の復興期間、事業規模と財源が定められたため、所要の改正をするものでございます。

議案第18号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法等の一部改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置を講ずるため、所要の改正をするものでございます。

議案第19号 九十九里町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、所得税法等の一部を改正する法律による法人税法の一部改正に伴い、連結納税制度がグループ通算制度に移行されることから、租税特別措置法の連結法人に係る短期所有の土地の譲渡等を行った場合の特別税率の規定が削除されたため、所要の改正をするものでございます。

議案第20号 九十九里町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、消防団員の減少に伴い、実団員数と定数に乖離が生じていることから、実情に応じた適正な定数に見直しするとともに、消防団員の任用要件を緩和し、地域防災力の体制強化を図るため、所要の改正をするものでございます。

議案第21号 九十九里町映画上映に関する取締条例を廃止する条例の制定についてでございますが、行政手続の見直しに伴い、本条例に規定する届出受理及び検査事務についての実施機関は山武郡市広域行政組合消防本部とされていたため、本条例を廃止するものでございます。

議案第22号 建物の無償貸付についてでございますが、旧豊海保育所施設利活用事業として、平成31年4月1日より、旧豊海保育所施設の一部について使用料を無償で貸し付け、事業展開を行っている事業者に対し、施設の有効活用を図り、産業振興による地域活性化に資することを目的に、施設全体を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第23号から議案第31号の農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてでございますが、農業委員会委員が令和4年4月11日をもって任期満了となることから、高柳久男氏、古川智久氏、永嶋正光氏、川島章氏、三橋芳男氏、櫻井弘氏、南部賢氏、中西英明氏、花澤康宏氏の9名を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第32号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター評価委員会共同設置規約の変更に関する協議についてでございますが、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター評価委員会の所掌事務の範囲を変更するため、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター評価委員会共同設置規約の評価委員会の所掌事務に関する規定に所要の改正を行うことについて、地方自治法第252条の7第2項の規定により、関係地方公共団体と協議をするに当たり、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が議案の概要でございます。詳細につきましては担当者から説明いたさせますので、何とぞ慎重に御審議いただき、原案のとおり御賛同いただきますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（古川 徹君） 暫時休憩します。

再開は10時33分です。

(午前10時23分)

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時32分)

◎日程第5 一般質問

○議長（古川 徹君） 日程第5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、1番、西村みほ君。

(1番 西村みほ君 登壇)

○1番（西村みほ君） 1番、西村です。

皆様、改めましておはようございます。本定例会において登壇の機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

それでは、これより令和4年第1回定例会の一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染者が初めて国内で確認されてから、2年の月日が過ぎました。いまだ終息の兆しは見え、町内でも感染者が増加しております。なかなか出口が見えず、現在のような状況が続く可能性もあり、政府はもとより、企業や個人、そして行政もウィズコロナ時代を前提に、将来への対応を考えなければなりません。

そんな中、コロナ禍と働き方改革で地方移住が注目され、移住先の選択肢になり得る九十九里町が、本年1月に別の意味で新聞の記事に掲載されました。総務省からの発表で、九十九里町が過疎地域指定されるという記事です。今回の一般質問については、こちらを最初に質問させていただきます。

大項目1、過疎地域指定についてです。

2020年に行われた国勢調査の結果を受け、総務省は2022年4月に九十九里町を過疎地域と

して指定するという発表がございました。

過疎地域とは、急激な人口減少や少子高齢化の進展により、引き続き厳しい状況にある地域のことではございますが、指定されることにより過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置、すなわち新過疎法が適用となり、ただ過疎地域という看板を背負うだけでなく、過疎法に基づく財政的な支援措置を活用しながら、地域の振興、発展を図るために様々な事業を実施していくことが可能となります。それらを踏まえ、この過疎地域に指定されることに対する町の見解についてお聞かせください。

続きまして、小項目2の過疎地域持続的発展支援特別措置法における事業の進め方について、質問させていただきます。

この過疎地域持続的発展支援特別措置法、すなわち新過疎法については施行が令和3年4月から10年間となっており、本町においては残り9年間の間に計画的な対策や事業を実施していくこととなります。

支援措置といたしまして、国税の特例、地方税の減収補填措置、過疎対策事業債の活用、国庫補助率のかさ上げ等がございますが、これらを活用した事業の進め方について当局はどのように計画していくのか、お考えをお聞かせください。

大項目2、ふるさと納税についての質問に入ります。

九十九里町のふるさと納税については、町内企業様、町担当課職員の御尽力もあり、年々受入額が増額し、担当課に現時点の実績を確認したところ、今年度は受入額9,000万円を超える過去最高の実績になる見込みと伺っております。

今後も、さらなる受入額の増加を目的とし、企業版ふるさと納税の導入を提案しますが、こちらはその名のとおり、国が認定する地方自治体のふるさと納税に対し企業が寄附する制度ですが、企業の税負担が軽減されるだけでなく、企業は積極的に社会貢献活動を行うことができます。近隣、山武市、大網白里市でも導入されておりますが、本町でも導入される予定はあるのか、教えてください。

大項目3、子育て支援に関する質問をさせていただきます。

現在、本町でも既に産後ケア事業が実施されており、町内に住所を有する母子で条件が合えば、東千葉メディカルセンターの産後ケアのサービスが受けられます。この条件の一つである利用対象月齢をさらに拡充していただくことができないのかという質問になります。

現在、宿泊型は出産後2か月未満、日帰り型は出産後4か月未満の母子が対象となります。この質問の背景ですが、数か月前、都内から移住された妊婦さんから、九十九里町で出産

をするメリットは何ですかと質問されました。私は、必死でメリットを探しました。

緊急手術にも対応し、小児科のある東千葉メディカルセンターが近くにあること、子供が少ないからこそ、町の保健師さんがとても手厚く相談に乗ってくれること、産後ケアがあること。しかし、産後ケアについては、ほかの市町村に比べ本町の利用対象月齢が低いことが分かりました。

子育て環境の充実を図る本町として、現在の利用対象月齢を拡充することができないのか、お尋ねいたします。

大項目4、地域防災力の向上についての質問に入ります。

以前の定例会では、自主防災組織の結成数の少なさを挙げ、防災士の養成に関する補助等の提案をし、まず個々の防災意識を高めることについて提案させていただきました。今回は、地域防災力の向上と消防団の充実についてお聞きします。

地域防災力と消防団とは切っても切れない存在です。消防団は、各地区や地域の実情を把握し、さらに防災力を有する地域防災のスペシャリストです。しかし、消防団員数の減少はどの地域でも問題になっておりますが、町内でも同じ問題を抱え、このまま団員数が減り続けた場合、地域防災力を支えられない状態になります。

この問題を解決すべく、前回の一般質問でもお話しした防災・減災、さらには救急救命の知識を有する防災士を活用して、地域防災力を向上していくお考えはありますでしょうか。そして、防災士と消防団が協力しながら地域防災力を高めていくことが必要と考えますが、当局が消防団の充実を図るべく、どのような計画をお考えか、教えてください。

続いて、小項目2、女性消防団員の活用に向けた取組について質問させていただきます。

前回の定例会でも原田議員より質問がありましたが、私からは、女性消防団員の活用に向けた具体的な取組について質問させていただきます。

町なかで女性消防団募集というポスターを見かけるようになりました。男女共同参画社会の観点からも、こういう場に女性が活躍することを望みますが、現在、町内で女性消防団員の方はいないのが現状かと思えます。近隣自治体でも、女性消防団員の方が御活躍するような記事も拝見するようになり、広報活動や普及啓発活動に努められる姿を頼もしく拝見しております。

では、町内にて女性が手を挙げて入団した際、どのように女性消防団員を活用され、また、それに向けて現在どのような取組をされているのか、お答えください。

大項目5のコロナ禍における小・中学校のオンライン授業についてに入らせていただきま

す。

新型コロナウイルス感染症の感染の勢いは止まらず、第6波を迎えております。町内小・中学校でも学級閉鎖が相次ぎ、児童・生徒の親御さんからオンライン授業はどうなっているのかという質問を受けることが多くなり、やむを得ず学校をお休みした場合、近隣自治体と同じような対応が取られているのか、疑問に感じることがあります。

教育現場におかれましても、ウィズコロナ、アフターコロナに向けて教育環境を整える必要があると思いますが、現在、町内小・中学校でオンライン授業が行われているのかという現状と課題がございましたら教えてください。

1回目の質問は以上になります。再質問は自席にて行います。

○議 長（古川 徹君） 西村みほ議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 西村みほ議員の質問にお答えいたします。

なお、コロナ禍における小・中学校のオンライン授業についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしく願いいたします。

それでは、初めに過疎地域指定についての御質問にお答えいたします。

1点目の、過疎地域に指定されることに対する町の見解はとの御質問ですが、過疎化が進行すれば、地域の産業が衰退し雇用の場が失われ、さらに人口の減少とともに税収も減収となることから、行政サービスが低下し、住民の生活環境が悪化することが懸念されております。こういったことが都市部へのさらなる人口流出につながり、またこのような状況が続けば町が疲弊しかねないことから、地域の活性化は急務であると考えております。

今後、過疎地域指定を受けることにより、過疎対策事業に対して、過疎債をはじめとする財政上の優遇措置を受けることが可能となりますので、町といたしましては、地域の活力向上と健全な財政運営のバランスを取りながら優遇措置を活用し、地域の持続的な発展に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

2点目の、過疎地域持続的発展支援特別措置法における事業の進め方についての御質問ですが、過疎対策事業に対する各種財政措置を受けるためには、県の過疎地域持続的発展方針に基づき、過疎地域持続的発展市町村計画、いわゆる市町村計画を策定する必要があります。

町といたしましては、年内をめどに市町村計画を定め、過疎法に基づく財政的な支援を効

果的に活用しながら、法の趣旨であります持続的な発展に向けて、計画に沿って事業を進めてまいります。

次に、ふるさと納税についての御質問にお答えいたします。

企業版ふるさと納税の導入についての御質問ですが、企業版ふるさと納税を開始するに当たっては、地域再生法の規定に基づく地域再生計画を作成し、国の認定を受ける必要があります。

この認定を受けるため、本年1月に申請を行ったところであり、認定を受けた後、企業版ふるさと納税の受入れが可能となります。引き続き、町の自主財源であるふるさと納税額を増やせるよう努めてまいります。

次に、子育て支援についての御質問にお答えいたします。

産後ケア事業の充実についての御質問ですが、現在、町では出産後の生活支援及び育児の負担軽減を図るため、産後ケア事業として、東千葉メディカルセンターにおいて出産後2か月未満の母子のショートステイ、及び出産後4か月未満の母子のデイケアサービスを実施しております。

なお、東千葉メディカルセンターでは、看護師等の人員不足により、新生児用ベッドで対応可能な時期のみ受入れを可能としているため、利用可能月齢の拡充については受入れが困難な状況でございます。

対象者の利用可能月齢につきましては、自治体ごとに地域の医療機関等の状況により異なっておりますので、今後もサービスの充実に向け、医療機関等の協力を得られるよう協議、検討していきたいと考えております。

次に、地域防災力の向上についての御質問にお答えいたします。

1点目の、地域防災力の向上と消防団の充実についての御質問ですが、地震、津波などの大規模災害から命を守るためには、自らの身の安全は自らが守る自助の取組や、自分たちの地域は地域のみinnで守る共助の取組をさらに促進し、これらを支える公助と一体化して、地域防災力を向上することが必要であると考えております。このため、自助、共助の防災組織を高める防災教育の推進や、自主防災組織の結成促進、育成に努めてまいります。

次に、消防団の充実についてでございますが、消防団は地域防災体制の中核的存在として、地域の安全・安心を確保するため大きな役割を果たしております。しかしながら、全国的に消防団員が年々減少する中、本町消防団においても、若年層の流失や地域活動に対する意識の希薄化等により、団員確保に苦慮する地域が増えております。

町といたしましては、団員報酬の引上げや任用要件の緩和など処遇改善を図り、一人でも多くの団員を確保するため、本議会に条例改正案を上程させていただいております。引き続き消防団本部と協議しながら、消防団の充実を図ってまいります。

2点目の、女性消防団員の活用に向けた取組についての御質問ですが、消防団員数が減少する中、地域コミュニティとの結びつきを持った女性の方々が、地域防災の担い手として活躍されることが期待されております。

女性の視点を活かした火災予防に関する広報や啓発活動、応急手当の普及、さらには災害時の情報収集や後方支援で活躍いただくことは、消防団の充実、強化につながるものと考えております。

今後、消防団本部と協議を重ね、組織体制の構築に向けて検討してまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

以上で、西村みほ議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 西村みほ議員の、コロナ禍における小・中学校のオンライン授業についての御質問にお答えいたします。

オンライン授業の現状と課題についての御質問ですが、町内小・中学校のオンライン授業の現状は、原則、感染防止対策を徹底させながら、教育効果の高い対面授業を行っております。

しかしながら、各学校で長期にわたって登校できない児童・生徒に対してタブレット端末を配付し、オンラインで授業に参加したり、教員の空き時間や放課後にオンラインで個別指導したりしております。また、学習支援ソフトや健康状態の確認にも活用しております。

課題としては、家庭に持ち帰り、オンラインで接続する場合、子供たちが自分で接続することが考えられるため、操作スキルに個人差があったり、家庭内にサポートする大人がいない場合があったりして、タブレット端末がうまく操作できないケースがありました。そこで、学校での活用を通して、小学校の低学年から操作方法が確実に身につけられるよう指導しております。

また、家庭での接続環境が整っていない家庭もありますので、分散登校の実施やタブレット端末のオンラインでの活用も含めて検討を進めております。

以上で、西村みほ議員の質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） 1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 1番、西村です。

それでは、再質問に入ります。時間の都合上、再質問に関しては大項目1の②、大項目3、大項目4の①、大項目5について、一問一答でお願いいたします。

まず、初めに大項目1の①の町の見解については、御答弁、誠にありがとうございました。当局側も、地域の活性化は急務とお考えのようですので、発展に向けての迅速な取組を行っていただきたいと思えます。

小項目②についての再質問です。

持続的発展に向けての事業について、具体的に教えていただきたいと思えます。町長答弁にもありましたとおり、地域の活性化は急務であり、様々な事業を実施していかなければ過疎化や人口減少はさらに加速いたします。

しかし、この記事を見たとき、この町の面積規模で本当に過疎化なのかを疑問に思い、人口密度の視点からデータを調べてみました。2021年度末現在で、人口数は確かに全国1,741市区町村中1,058位ではありますが、人口密度の観点からは、1,741市区町村中484位というデータでした。県内のランキングの順位の近いところでは、476位の成田市です。

また、過疎化が進む地方で、過去25年間、人口が増加し続けている北海道のちょうど真ん中にある東川町を例に挙げさせていただきます。

東川町は人口約8,400人ですが、この町は過疎ではなく、ちょうどよい「疎」のある「適疎」の町を目指すとしており、行政が人口をどんどん増やす方針ではなく、町民がどうすれば豊かに暮らせるか、町民が何が幸せかと考えて地道で独自の政策を打ち続け、結果的に過去25年で人口20%増加した町があります。

先ほど申し上げたとおり、本町は、人口密度的には全国市区町村の中でも真ん中より上といった位置にあります。この過疎地域指定を受けるに当たり、過密でも過疎でもない、適度に「疎」が存在する町として、もう一度住民の目線に立って町民がどうすれば豊かに暮らせるかを考え、過疎法に基づきながら支援措置を活用していただきたいと思えますが、どのような事業を重点的に推進していくのか、現時点で分かる範囲でお答えください。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） それでは、お答えさせていただきます。

町長答弁でもお答えをしていますが、過疎地域に指定されますと、町の最上位計画でございます総合計画、総合戦略と整合を図り、かつ、県が示す過疎地域持続的発展方針に基

づいて市町村計画を策定する必要があります。また、この計画によって産業振興や定住促進など12の項目に分類をし、事業を進めることを想定しているところでございます。

したがって、現時点においては計画策定に向けて準備を進めているところでございますので、詳細についてはお答えをすることはできませんが、過疎対策事業の主な財源として見込んでおります過疎債、これの対象事業につきましては、ハード事業からソフト事業まで活用範囲が幅広く、また起債の充当率100%、交付税措置率が70%といった非常に有利な地方債でございますので、取りこぼすことのないように、まずは当初予算に計上いたしました建設事業債について、順次、過疎債に置き換えていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 課長からの御答弁、ありがとうございます。

現時点では、まだ計画策定の準備中ということですのでこれ以上の質問は控えますが、これを機に、過疎地域指定されることに対する分析をもう一度行い、もう一回住民の目線に立って、町民の意見を柔軟に取り入れての事業展開に向けた計画策定を行っていただくようお願いいたします。

大項目3、産後ケア事業の充実について再質問いたします。

今回、初めて質問させていただく項目ですので、今後は他市町村のケースなども研究していただきたいと思いますが、東千葉メディカルセンターが看護師等の人員不足などが理由なのであれば、他市町村でも、車で1時間以内で行ける産婦人科や助産院などもございます。そういった医療機関等を提携先として視野に入れ、検討していただきたいと思いますが、町の見解をお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鑓田貴賜君。

○健康福祉課長（鑓田貴賜君） お答えさせていただきます。

育児は楽しいことばかりではなく、不安なことがいろいろあろうかと承知はしております。

山武郡市内においては、特に産婦人科医や助産院が僅少な状況となっておることから、近隣市町の状況等も踏まえ、地域の医療機関等と調整を図り、理解と協力を得ながら事業内容拡大について検討し、町としてサポートが必要なお母さんと赤ちゃんの生活を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 課長、御答弁ありがとうございました。

町内には産婦人科や助産院がなく、また出生数も少ない町ですから、そういった子育て支援についてはなおさら充実させる必要があると考えます。

産後3か月ぐらいから寝返りを打ち始め、夜泣きでお母さんも眠れなく、つらい時期は生後4か月などでは終わりません。この件に関しては、今後の定例会の際に検討内容の結果を質問させていただきます。

大項目4の①、地域防災力の向上に関し、消防団の処遇の改善については分かりました。防災士の活用について、もう少し具体的に質問させていただきます。

前回の定例会の際に、本町では11名の方が防災士の免許を取得されていると伺いました。本町にて防災士の資格取得、助成金制度などの補助があればさらなる人数の増加が期待できますが、それは今後に期待するとして、現在、防災士資格のある方などに積極的に声をかけ、地域の方に向けた講話会などを行っていただくなど、防災士の方を活用してみたいでしょうか。当局のお考えをお聞かせください。

○議 長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、防災士の方の活用ということでお答えをさせていただきます。

現在、町内在住の方で防災士の資格を有している方を、現段階で町のほうでも把握できております。この方のうち1名の方を、ただいま作成しております町の国土強靱化地域計画において策定委員として委嘱をし、御協力をいただいているところでもございます。

防災士の方への御協力は今回が初めてとなりますが、防災に関する専門的な知識を持っておられますので、今後、自主防災組織の結成や促進において自治区での防災講話、それから小・中学校における防災教育などに御協力いただくことで、住民の防災意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、防災士の方の連携を図るために新たに組織を立ち上げ、連絡体制の構築に取り組んでいくとともに、防災士の資格、育成に対しましても、防災士資格取得助成金制度の導入などを引き続き検討してまいります。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 御答弁ありがとうございました。

防災士はもとより、防災士機構という団体が自治体や地域に出向いて、講話会や防災訓練

などを行ってくださいます。こちらも活用しながら、地域の防災力の向上に向けて取り組んでいただきたいと思います。

小項目②については、組織体制の構築に向けて御検討をお願いいたします。

大項目5について再質問いたします。

接続環境が整っていない御家庭があり、その場合、児童・生徒が休校になってしまった場合の対応として、タブレット端末を利用したオフラインでの学習を検討されているとのことですが、具体的な内容をもう少し聞かせてください。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

オフライン学習につきましてですが、本年2月に学習支援ソフトを小・中学校全てのタブレット端末に導入が完了しております。それによりまして、小学校1年生から中学校3年生まででございますが、約6万本のドリル教材の活用が可能となりましたので、今後、家庭に持ち帰った場合、このようなものを利用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 御答弁ありがとうございました。

環境が整っていない御家庭に対しても、オフライン学習の準備やドリル学習ですか、の準備が整っているということで承知いたしました。

この未曾有の状況の中で、教育委員会も教育現場も様々な対応を迫られていて、大変なことは理解しております。しかし、保護者や子供たちも不安を抱えながら生活していることは事実です。児童・生徒が平等に教育を受けることができ、学習の遅れがなく、また子供たちが学びたくするような授業が行われることを期待し、本定例会の一般質問を終わりにいたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（古川 徹君） 順次発言を許します。

通告順により、10番、善塔道代君。

（10番 善塔道代君 登壇）

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

令和4年3月定例会において質問させていただきます。

長引くコロナ生活に世界中がもがいている矢先、ロシアによるウクライナに対する侵攻が

始まり、戦闘が続いています。遠く離れた国であります、日本にとっても大きな影響が懸念されます。一日も早く戦争の終結を願い、世界の平和を祈ります。

それでは、町民からいただいた声を基に質問いたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

1項目めに、過疎地域の指定についてお伺いいたします。

総務省が人口減少率などから過疎地域に指定する自治体が、全国の市町村の半分以上を超えていることが分かり、2020年の国勢調査の結果を踏まえ、2022年度から新たに過疎地域に加わる市町村が65団体を上回ることが1月18日に分かりました。

現在、全国1,718市町村のうち、820団体が過疎地域に指定されています。新たに、全域が過疎地域となる全部過疎に九十九里町が含まれていることが新聞紙上に掲載され、本町でも1月27日の全員協議会で説明がありました。政府は、追加指定される自治体については4月1日に官報で公示するとありますので、今の段階では見込みということになります。

そこで、2点お伺いします。

先ほどの西村議員と質問が重複するところがありますが、私からは、1点目に町長の見解をお伺いいたします。過疎地域の指定見込みとなることに対して、町長はいかがお考えでしょうか。

2点目に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法について、具体的にお聞かせください。

2項目めに、HPVワクチン（子宮頸がんワクチン）の積極的勧奨再開についてお伺いいたします。

HPVワクチン接種は、2011年度からの基金による事業を経て定期接種となったものの、2013年6月より国が積極的勧奨を一時的に控えることにしました。その間、重篤な有害事象により、筆舌に尽くし難い後遺症を受けた方々には心からお見舞いを申し上げます。その一方で、今なお年間1万人近くの女性が子宮頸がん罹患し、約2,800人の方が命を落としていることもまた痛恨の極みでございます。

HPVワクチンについては、積極的勧奨を控えたことから接種率は1%未満まで激減しておりましたが、このほど国は、積極的勧奨とならないよう留意すべきとしてきた勧告を廃止するという通知を発出しました。

具体的には、昨年11月のヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応についてであり、12月のヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相

談支援体制、医療体制の維持、確保についてであります。

そこで、4点お伺いいたします。

1点目に、定期接種対象者、またはその保護者に対して、国の技術的助言は個別送付による情報提供を求めています。本町としてどのような対応を考えているのか、周知対象並びに周知方法についてお聞かせください。

2点目に、キャッチアップ接種について伺います。

厚生労働省は、さきの通知とは別に、昨年12月28日にもう一つの通知を地方公共団体に出しております。これは、積極的勧奨を差し控えていた期間に接種機会を逃してしまった人たちにも、公平な接種機会を確保しなければならない、そうした人たちをキャッチアップしていかねばならないという通知であります。これによれば、接種対象は平成9年度生まれから平成17年度生まれまでの女子、キャッチアップ期間は令和4年4月から令和7年3月までの3年間とすることが示されています。

本町としても、キャッチアップ接種を希望される対象者の側に立って丁寧に進めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

3点目に、無償対応の時期に接種できなかった人に対して、救済対応はどうかお聞かせください。

4点目に、学校教育において、HPVワクチンを接種することで子宮頸がんが防げることを児童・生徒に教えていくべきと思いますが、当局の見解をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席にて行います。

○議 長（古川 徹君） 善塔道代議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 善塔道代議員の御質問にお答えいたします。

なお、HPVワクチン（子宮頸がんワクチン）の積極的勧奨再開についての4点目、学校教育においてHPVワクチンを接種することで防げるがんがあることを児童・生徒に教えているのかの御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしくお願いたします。

それでは、初めに過疎地域の指定についての御質問ですが、過疎地域の指定見込みとなることに対して町長の見解を伺いたいとの御質問にお答えいたします。1点目の本年1月に、令和2年の国勢調査の結果を踏まえ、本町が4月から過疎地域として指定される見込みである旨の報告を受け、本町における人口減少と少子高齢化の進展が他の自治体と比較して厳し

い状況にあること、また子育て環境の充実や地場産業の振興、交通機能の確保・向上が喫緊の課題であると改めて認識したところでございます。

町といたしましては、先ほどの西村議員の御質問にもお答えいたしました。人口減少による悪循環からの脱却に向けて、過疎法に基づく支援制度を効果的に活用し、地域の活力向上と健全な財政運営のバランスを取りながら、地域の持続的な発展に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

2点目の、過疎地域の持続的な発展の支援に関する特別措置法とはとの御質問ですが、国における過疎政策につきましては、昭和45年以来、4次にわたり議員立法として過疎対策が講じられてきましたが、急激な人口減少や少子高齢化の進展によって引き続き厳しい状況にある過疎地域の持続的な発展のため、令和3年4月に新たな過疎対策法としてこの法律が施行されました。

また、新過疎法による過疎地域は、これまでの過疎法と同様に、人口がどれだけ減っているかや、財政力が全国平均と比べて低くなっているかで判断されますが、過疎地域の指定を受けますと、市町村計画を定めることによって過疎対策事業に対する財政的な支援が受けられることとなります。

町といたしましては、法に基づく支援を効果的に活用しながら、計画に沿って事業展開を図ってまいります。

次に、HPVワクチン（子宮頸がんワクチン）の積極的勧奨再開についての御質問にお答えいたします。

1点目の、定期接種対象者並びに周知方法について、どのような対応を考えているのかとの御質問ですが、令和2年度に対象年齢となる全学年の女子児童・生徒に対し、子宮頸がんワクチンに関する案内を通知しており、令和3年度は新たに対象となる学年の女子児童にリーフレットを配付し、予防接種について周知いたしました。

また、令和4年度は積極的勧奨の再開となったことから、定期接種の全対象者に個別に案内を行うとともに、ほかの予防接種と同様、広報等により情報提供を図ってまいります。

2点目の、キャッチアップ接種についての御質問ですが、国の方針では積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して公平な接種機会を確保する観点から、時限的に従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うこととされております。

町といたしましては、この方針に基づき、キャッチアップ接種の対象者及び接種期間並びに周知、勧奨の取扱いについて検討してまいります。

3点目の、無償対応の時期に接種できなかった人の救済対応はとの御質問ですが、キャッチアップ接種の費用は全て公費負担となります。対象者に対しましては個別に案内を送付するなどにより、ワクチンの有効性、安全性等について丁寧かつ確実に情報提供を実施してまいります。

また、ワクチン接種を円滑かつ適切に実施できるよう、協力医療機関と調整を図りながら接種体制の構築に努めていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上で、善塔道代議員の質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 善塔道代議員からの御質問のうち、私からは、HPVワクチン（子宮頸がんワクチン）の積極的勧奨再開についての御質問にお答えいたします。

4点目の、学校教育においてHPVワクチンを接種することで防げるがんがあることを児童・生徒に教えているのかとの御質問ですが、現在小・中学校におけるがん教育とは、がんをほかの疾病等と区別して特別に扱うことが目的ではなく、がんを扱うことを通じて他の様々な疾病の予防や望ましい生活習慣の確立等も含めた健康教育としております。

学校現場では、発達段階を踏まえ、保健体育の授業で病気の予防、健康な生活と疾病予防という単元で指導しております。

具体的には、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識と、健康と命の大切さについて主体的に考える内容となっております。ここでは、広くがんという病気について指導をしているため、子宮頸がん等、特定のがんやそのワクチンについて指導していないのが現状です。

今後も、がん教育の重要性を踏まえつつ、様々な疾病の予防や望ましい生活習慣の確立に努めてまいります。

以上で、善塔道代議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

初めに、過疎地域の指定見込みとなることに対して町長の見解では、子育て環境の充実や地場産業の振興、また交通機能の確保、向上が喫緊の課題であると改めて認識したところと

言われていました。特に、この中では交通機能の確保、向上の課題は、もう何年も前から問題となっているので、改めて考えることでもなく認識することでもないと思います。

そして、またさらに早急にいろいろ改善していただかなければならないと思いますので、九十九里町に住みたい、住み続けたいと思う町を築いていただきたいと思いますが、町長、再度答弁はできますでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（古川 徹君） 答弁を求めます。

町長、答弁できますか。

暫時休憩します。

（午前 11 時 23 分）

○議長（古川 徹君） これより再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 23 分）

○議長（古川 徹君） 町長、大矢吉明君。

○町長（大矢吉明君） ただいまの善塔議員のお話ですが、答弁になるかどうか分かりませんが、今も、現在検討中でございます。できれば早急に計画を立てて、実施していければなと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） よろしくお願ひいたします。一つ一つ、本当に改善していただき、先ほど言いましたように九十九里町に住みたい、また住み続けたいという町を共々に築いていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、2点目に特別措置法について、この市町村計画ですが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、新過疎法の過疎地域の持続的発展市町村計画第8条2の4に、地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの、イ、移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項、ロ、農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項、ハ、地域における情報化に関する事項、ニ、交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項、ホ、生活環境の整備に関する事項、ヘ、子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び

福祉の向上及び増進に関する事項、その他医療の確保、教育の振興、集落の整備、地域文化の振興、地域における再生可能エネルギーの利用の促進に関する事項が記載されておりました。

この記載された項目全てを町の計画に定めるということによろしいのでしょうか。その計画になるのかどうか、教えていただきたいと思います。

また、この法律に基づいて、過疎対策として活力あるプロジェクトの立ち上げを検討していくべきと考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） それでは、初めに市町村計画についてでございますが、議員お見込みのとおり、市町村計画は過疎法の規定によって、県が策定をいたします持続的発展方針に基づき策定することとされてございます。

また、計画の内容につきましても法規定のとおり、移住・定住や地域交流の促進、産業の振興、医療、子育て、福祉の向上等々、それぞれの分野に沿って、さらに現在進行してございます第5次総合計画と整合性を図りながら計画を策定する考えでございます。

次に、計画の進め方についてでございますが、計画を推進していく上では組織をまたぐといったことも十二分に考えられようかと思えます。したがって、事業の実施に当たりましては、議員御提案のプロジェクトチームなどの方法も模索をしながら、総合的かつ計画的に進めるとともに、法の趣旨でございます地域の持続的発展、これに向けて、いわゆるPDCAのサイクルに基づいて効果を検証し、改善を加えながら継続的に進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。

過疎地域と聞いただけでもあまりいい気分ではありませんが、財政的な支援が受けられるせっかくのチャンスですので、町民のためにも無駄にしないように活用してください。よろしく願いいたします。

次に、HPVワクチンの積極的勧奨再開についての周知と対応についてですが、今年度の対象となる小学6年生から高校1年生までの対象者はどうなのか。また、今年度も残り僅かですが、接種が完了しない場合はどうなのか、お聞かせください。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鐘田貴賜君。

○健康福祉課長（鏝田貴賜君） お答えさせていただきます。

対象者につきましては、小学校6年生から高校1年生までの女子児童・生徒220名おりますが、1月末時点の未接種者は217名おります。

接種率が非常に低いため、定期接種の対象期間内に接種が完了するよう周知してまいりますが、接種完了までに半年程度かかるため、年度内に接種が完了しなかった場合でもキャッチアップ接種の対象となるため、対象期間を超えても接種は受けることができるとされておりますので、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。

今、課長から答弁いただきまして、本当に未接種者が結構たくさんいますので、周知及び対応として、広報くじゅうくり4月号、またホームページにも分かりやすい情報をよろしく願いたいします。

次に、キャッチアップ接種について。キャッチアップ接種の対象者数、及び実施期間内に接種ができるように周知、勧奨すべきと思いますがいかがでしょうか。

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏝田貴賜君。

○健康福祉課長（鏝田貴賜君） お答えさせていただきます。

対象者については、国の指針により積極的な勧奨を差し控えている間に定期接種の対象でありました平成9年度から平成17年度生まれの女性、町内482名おりますが、1月末時点の未接種者は366名となります。

キャッチアップ接種の実施期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間となりますので、遅滞なく希望者に期間内に接種が完了するよう周知するとともに、協力医療機関と調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 今、遅滞なく希望者に期間内に接種が完了されるよう周知すると答弁をいただきましたが、対象者、未接種者366名に対して全員同時に郵送通知していただけるのでしょうか。

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏝田貴賜君。

○健康福祉課長（鏝田貴賜君） お答えさせていただきます。

キャッチアップ接種の対象者全員に個別接種を予定してはおりますが、送付時期につきましては、対象者も多く、また新型コロナウイルスワクチン等の接種も実施されておりますことから、協力医療機関等の負担過多とならないよう調整を図りながら計画させていただければと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） キャッチアップ対象者は、既に17歳から25歳になっていることと思います。産婦人科診療ガイドラインによれば、最も優先的に接種されるべきは10歳から14歳まで、その次に15歳から26歳の女性、その次に27歳から45歳と示されているように、要するに若ければ若いほど予防効果が高いことが示されています。

そのことを考えれば、接種希望の対象者が一日も早く接種できるように配慮するのが町民を守ることになると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、救済は今、全て公費負担と言っていました。新聞紙上に書かれていたことなんですけれども、厚生労働省は1月27日、子宮頸がんを予防するワクチンを無料で接種できる機会を逃した女性への救済措置の詳細を決めました。

既定の回数を打ち終わる前に接種を中断していた場合でも、公費負担で残りの回数を接種することを認め、積極的な勧奨を中止している間に接種機会を逃した平成9年から平成17年度生まれの女性に対し、3年間は無料で接種できる機会を設けると、先ほど言ったように新聞紙上にありました。

ちょっと心配でして、そうしたら今、町長のほうから、全て公費負担との答弁をいただきましたので安心しました。対象者全員に情報提供を実施し、周知をよろしくお願いいたします。

最後に、がん教育でのHPVワクチンの接種についてですが、がん教育はとても必要です。広くがんという病気について、がんというかそれについて、予防ですかね、指導しているようですが、HPVワクチン接種について指導されていないのが残念です。HPVワクチン接種は、小学6年から高校1年相当で希望する女子が対象です。

しかし、このHPVワクチンには、子宮頸がんだけではなく陰茎がんや中咽頭がん、肛門がんなど、男性にも打ったほうが予防的効果があるとされています。とても大切なことなので、今後、がん教育の中でHPVワクチンに関する指導も行うべきと思いますが、当局のお考えをお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局主幹、竹内秀樹君。

○教育委員会事務局主幹（竹内秀樹君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

HPVワクチンについての御質問ですが、現在、小・中学校では保健体育の授業でがん教育のほうを進めております。

今後、児童・生徒にがんについての正しい知識、自らの健康と命の大切さについて指導するとともに、子宮頸がんやワクチンの指導につきましては、国や県からの通知等を踏まえつつ、児童・生徒の発達段階に対応し、学校とも連携しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 児童・生徒にしっかり教えていくことが必要です。できる限り分かりやすくHPVワクチンのことを伝えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古川 徹君） 暫時休憩します。

再開は午後1時です。

(午前11時36分)

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時58分)

○議長（古川 徹君） 順次発言を許します。

通告順により、8番、荒木かすみ君。

(8番 荒木かすみ君 登壇)

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

議長のお許しをいただきましたので、令和4年第1回定例議会におきまして一般質問をさせていただきます。

皆様から寄せられる御意見を基に質問をさせていただきます。

国連子どもの権利委員会で子供の権利と環境、特に子供と気候変動をめぐる課題に焦点を

当てた重要文書、一般的意見26号が起草され子供たちの声を生かした世界に繰り入れられる、そういった諮問委員会が行われるとのこと。未来に起こる困難に立ち向かい自分たちで決めていくという子供たちの熱い思いを心から応援します。

世界に目を向ければインターネットを見たこともないという子供たちやコロナ禍でラジオを通して学習の機会を得ているという国もあります。そういう国からすれば日本のネット環境は大変進んでいると思います。コロナウイルスのパンデミックで世界中の子供たちが大変苦しんでいると言われております。

そこで本町の子供たちの状況について何点かお伺いをいたします。

コロナ禍での出席日数の減少による学力の低下が心配をされておりますが、本町の授業数の変化はどれぐらいでしょうか。また学習面で影響はないでしょうか、お伺いをいたします。

現在本町におけるタブレットによる家庭学習の実用化、特に双方向のオンライン授業には時間がかかるというところでしょうか。先生側も生徒たちもスキルの格差にも起因して市町村格差もあると聞いておりますが、本町でのタブレットの利用について現状をお伺いいたします。

次に、なかなか目に見えるところではないと思いますが、交流を避けるために遊び、運動不足などの子供たちの心と体の発達に問題が起きていないかということが心配です。この点について分かる範囲でお伺いをいたします。

次に、小学校休業等対応助成金についてお伺いをいたします。この周知と対応について。これはコロナによる学級閉鎖や罹患された子供たちがお休みをされた御家庭の中で有給休暇を取った場合、事業所にその助成金が出されるものと伺っております。この制度は事業所とそれに該当する方がまずあまり御存じないということが心配されます。この制度の周知と対応についてお伺いをいたします。

次に、中小企業者への支援について。中小企業者支援事業等の活用状況と対応についてお伺いをいたします。コロナ禍の中で中小企業への支援についてはたくさんの支援が用意されております。その中で本町では中小企業等事業継続支援金について以前にも質問をさせていただきました。たくさんの方が利用されているということでございましたが、このほかにも数々の中小企業に関する支援があります。こういった中小企業への支援についてどれぐらい活用されているのか、またどれぐらい周知をされているのかをお伺いいたします。

次に、事業復活支援金についてお伺いいたします。事業復活支援金についてはまだ始まったばかりでなかなか周知がされておられません。活用されている方は少ないと思いますが、周

知や相談どのようにされておりますでしょうか、お伺いいたします。

最後に気象防災アドバイザーの設置についてお伺いいたします。度重なる気象変動に専門的な知識を持つ気象防災アドバイザーの意見を取り入れる考えはないかということについて。

この気象防災アドバイザー、自治体の防災の現場で即戦力となるものとして気象庁が委嘱し、防災の知見を兼ね備えた気象の専門家、これは気象台では手の届きづらい部分も、またよりきめ細かな支援を期待するというのが気象防災アドバイザーでございます。

またこの気象防災アドバイザーに対しても、活動に必要な専門家向けの気象情報、気象庁よりまた防災関係省庁より最新の動きを提供する等のメリットもあるものでございます。また市町村の関係者にもスキルアップ講習などを提供していただけるというふうに聞いております。この気象防災アドバイザーの設置について町の見解をお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。再質問は自席にて行います。よろしくお伺いいたします。

○議 長（古川 徹君） 荒木かすみ議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 荒木かすみ議員の御質問にお答えいたします。

なお、学校教育についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますのでよろしくお伺いいたします。

それでは初めに小学校休業等対応助成金についての御質問にお答えいたします。

小学校休業等対応助成金の周知、対応についての御質問ですが、この助成金は新型コロナウイルス感染症により小学校などの臨時休業等に伴い、子供の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇を取得させた事業主を支援する国の制度となっております。制度の周知及び対応につきましては、国において実施されております。

次に、中小企業者への支援についての御質問にお答えいたします。

1点目の中小企業者支援事業等の活用状況と対応についての御質問ですが、本町の新型コロナウイルス感染症における中小企業者への支援事業として、九十九里町中小企業等事業継続支援金事業を実施しており、令和3年4月1日から本年1月31日までの期間に対象として見込んだ480事業者のうち184事業者に支給いたしました。

2点目の事業復活支援金の周知、相談についての御質問ですが、本制度は新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける中小企業者や個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金が支給される国の支援策となっております。制度の周知及び相談は国において実施さ

れております。

次に、気象防災アドバイザーの設置についての御質問にお答えいたします。

度重なる気象変動に専門的な知識を持つ気象防災アドバイザーの意見を取り入れる考えはないかとの御質問ですが、本町では風水害による災害対策や住民への避難情報を発令する際には、千葉県並びに気象庁の情報を基に判断しております。また、銚子气象台からの職員派遣によるアドバイスやホットラインを通じての情報提供など、連携強化を図っております。

御質問の気象防災アドバイザーの意見を伺うには民間の気象会社と委託契約を締結する必要があることから、その費用対効果を鑑み現在は行っておりません。なお今後先進事例や近隣での活動状況を調査の上、活用について検討してまいります。

以上で荒木かすみ議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 荒木かすみ議員からの御質問のうち、私からは学校教育についての御質問にお答えいたします。

1点目のコロナ禍における出席日数の減少による児童・生徒の学力への影響はどの御質問ですが、昨年度は4月から2か月間の学校休業があり、児童・生徒の学習への影響が心配されました。各学校では夏季休業の短縮や教育課程の組替え等、実態に応じ工夫した対応で学習内容の未履修もありませんでした。

今年度はこれまでに学校休業はなく、学級閉鎖も各学校で3日程度に収まっております。学力への影響については、各学校で授業時数や学習内容の進捗を確認しながら進めております。また、ドリルタイムや補習を行うなど、教育課程を工夫しながら進めております。

2点目の家庭学習にパソコンを取り入れる場合のスキル格差についてとの御質問ですが、御承知のとおり昨年度中に1人1台のタブレット端末が導入されました。そのことで全ての児童・生徒がタブレット端末に触れる機会が増え、ふだんの授業の中でも積極的に活用することで操作に慣れるよう取り組んでおります。

ただ、試験的に家庭へ持ち帰り操作してみたところ、荒木議員が懸念されているように操作スキルに課題がある児童も見られました。そのためふだんの授業での活用を通して小学校の低学年でも自分一人で確実に操作できるよう指導しております。

今後、児童・生徒がタブレット端末を家庭に持ち帰り、ドリル的に活用できるようにする

ことで、家庭学習の定着にもつなげたいと考えております。

3点目の遊びや運動不足などによる子供たちの心や体への影響はどの御質問ですが、子供たちにとって遊びや運動は大切なものと認識しております。そのため学校では全ての運動や遊びを中止するのではなく、感染症防止対策を取りながら体育の授業や部活動を通して心と体の健康や達成感、充実感を味わわせることができるよう工夫して進めております。

今後も児童・生徒の心と体の健康に影響が出ないよう、これまでの取組を生かし、教育相談やスクールカウンセラーの活用など学校と連携して取り組んでまいります。

以上で荒木かずみ議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かずみ君。

○8番（荒木かずみ君） それでは、再質問させていただきます。

最初の質問でお休みされているのが平均3日ということでございますので、そんなに大変な数ではなかったなと思いました。安心いたしました。

タブレットについてお伺いをいたします。

午前中の回答でオフラインのドリルがあるというふうにお聞きいたしましたけれども、この学習支援ソフトについては大変工夫をされているというふうに分かりました。そこでネット上における顔の見えるソフトを使つての授業というのは行われていないということだと思うんですけれども、この顔の見えるオンライン授業、私たちも会議などで使うZ o o mというソフトがございますけれども、こういう授業にも役立つと思われるこういった顔の見えるオンライン授業、そういうのを使っているという地域もあると聞いております。

本町では今のところ必要がないという判断だと思いますけれども、先頃私も宇宙ステーションから宇宙飛行士によるオンライン授業を行われている様子を拝見しました。こういった意味でオンライン、これから先使えるようになっていくと、いろいろな面で役に立つのではないかというふうに思われますが、この点についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

先ほど西村議員への答弁にもありましたが、現在各小学校で長期にわたって登校できない児童・生徒に対してはタブレット端末を配付し、オンラインで授業に参加したり、教員の空き時間や放課後にオンラインで個別指導したりしております。

今後、臨時休業等が発生した場合には、導入していますソフト、本町ですとT e a m sになります。こういったものを活用し授業を配信するなど活用の場面を広げられるよう取り組

んでまいりたいと考えております。御理解をよろしく申し上げます。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 分かりました。

これから先どんな事態になるか分かりませんので、いろいろなことを想定して、またスキルアップについても頑張っていたきたいなというふうに思います。

次に、交流を避けるための遊び、運動不足という意味で、クラブ活動、運動会など行われましたでしょうか。また入学式、卒業式、そういったものが簡素化され時間を短縮していると聞いておりますので、子供たち寂しい思いをしていないか。私たち目にする機会が少なくなっているのでは、どのように行われているかをお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） お答えさせていただきます。

今年度の修学旅行や運動会など各種行事につきましては、感染状況を踏まえ感染防止対策を取りながら実施しております。やむを得ずジョイントコンサート等は中止になりましたが、時間短縮や規模縮小等、可能な限り中止せず行っております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 結構行われているんだなということが分かりました。修学旅行をもう少し詳しくお聞かせ願えますか。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） お答えさせていただきます。

修学旅行につきましては、各小・中学校で見学地も含めた感染状況を踏まえながら、期日や実施場所を変更し、感染防止対策を徹底した上で全ての学校で実施いたしました。片貝小学校と豊海小学校につきましては県内で1泊2日、九十九里小学校につきましては県外で1泊2日、九十九里中学校につきましては県内で2泊3日で行っております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 御回答ありがとうございます。

全体的には本町ではテレビ報道で聞くような大きな変化というのはないように感じました。子供たちも未来を開く力は自分自身の中にあるという思いで進んでもらいたいなというふうに思います。先生方も大変心を砕かれて対応されているという様子が分かりましたので、こ

れからも子供たちの成長のため御尽力くださいますようお願い申し上げます。

次に、小学校休業等対応助成金についてお伺いいたします。

今回3月までと聞いておりましたが、また延長になったというふうにも聞いております。小学校等で学級閉鎖などが起きた場合の保護者が休業しなければならないとき、有給休暇を取った雇用者の分を事業者が助成金を申請するというちょっと複雑な制度なんですけれども、これは事業者に対して助成金が出るということで、雇用者にとっては有給休暇で休んでいるのか休職扱いになっているのか、ちょっと雇われている側は分からないということです。また会社に聞くのも大変難しいということです。

その場合、本人からの申請で有給休暇として休暇を取ることができるというものですが、休んだ側から申請をするのは大変難しいことです。学校や保育所から印刷物、例えば1クラスお休みになった場合の保護者全員に、こういう制度がありますという1枚のチラシだけでもお渡しして会社に見せていただくというような手段が取れないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

学級閉鎖時に保護者が有給休暇を取得したのかまで現状を把握することはできないのが現状でございます。議員御指摘のクラス全員に小学校休業等対応助成金のチラシを配り周知することは、制度を知らしめる上では有効であると考えますが、新型コロナウイルス感染症に伴う支援策はこの制度のほかにも国が直接行うものや県が行うもの、また町が行うものもあり、それぞれの事業実施主体で適切な周知対応がなされていると承知をしております。

多くの支援策があり、それぞれの策は真に必要な方にお知らせできることが必要であり、適切にお知らせできるよう有効な方法等を研究してまいりますので御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 国や県、市町村でも大変工夫をされていろいろな支援をいただいておりますけれども、現場での使いやすさに少し問題があるかなと思われるものがあります。その場合は国や県で届かないところは市町村で工夫をしていただくとスムーズに活用できるようになると思いますので、その点のところを皆さんで御検討いただいでよろしくお願いをいたします。

では次に、中小企業者への支援についてお伺いいたします。

小項目2点まとめて質問をさせていただきます。

中小企業者支援事業、事業復活支援金などメニューの数が多くてどの事業者がどの支援事業を活用できるのか分かりにくいところです。該当される方がいても、その支援事業を知るにはホームページを見てくださいということになります。

この経済産業省中小企業庁支援事業、このページにたどり着くのが大変難しいです。活用できずに事業を縮小してしまう、また廃業する、こういったことを防ぐために周知のアナウンスが必要ではないかと思いますが、国の事業ということで終わってしまっていて、国が進めているのか、県が進めているのか、また市町村が進めているのか、事業者などには大変難しい判断となります。

コロナ禍において仕事が行き詰まったら、何か手だてはないか、町の産業振興課なり商工会なり御相談をするということになるんだと思いますけれども、そのことにも思い至らない個人事業者、そういう方がいないかなという心配があります。また、やっと相談に来ても国の事業ですからというわけにはいかないと思いますので、例えば聞かれた場合、どのように対処されるのかお伺いをいたします。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

窓口や電話等で相談があった場合には、それぞれの制度の概略を説明しておりまして、詳しい内容については直接の相談窓口や問合せコールセンター等が設置されていれば、そちらを御案内しております。

新型コロナウイルス感染症に伴う支援策は国が行うものや県が行うもの、町が行うもの様々なものがございまして、先ほども答弁させていただきましたが、それぞれの実施主体で適切な周知がなされていると承知しております。

多くの支援策があり、それぞれの策は真に必要な方にお知らせできることが必要であると、適切にお知らせできるよう有効な方法を研究してまいります。ひとまずは多くの支援策をまとめて町のホームページに掲載し、それぞれの支援策ごとに直接関連コンテンツへリンクできるような周知を検討してまいりますので御理解のほどよろしくお祈りをいたします。

○議長（古川 徹君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） ありがとうございます。ホームページ掲載していただけるということでもよろしくお祈りいたします。

2回目ですけれども、困難な状況の中で住民さんには聞きたいことがあったら何でも相談

してくださいというところから始めなければ、本当にかわいそうなことをしてしまうというふうに思います。役場は敷居が高い、こんなこと相談できるんだらうか、事業者にとってとても気が重い状況の中で、何か支援できることがないか丁寧にお聞きいただいてアドバイスしていただきたいというふうに思います。

また数々の支援事業に延長などがあった場合、それを周知するのも大変難しいです。やはり相談できる場所がないと、延長や内容の変更等伝えるのが難しいなというふうに思いますので、ぜひその辺もよろしく願いいたします。

時間もありませんのでまとめます。ものづくり補助金、持続化補助金、IT導入補助金、事業承継・引継ぎ補助金など、本当に数々の支援事業がございます。こういう支援事業、いつどのように申請をしたらよいか大変専門的な内容になっております。頑張る人の背中を押してあげられる、そういった行政のあり方が望ましいと思いますので、その件をよろしく願いいたします。

次に、気象防災アドバイザーについて。御検討いただきたいという要望でとどめさせていただきますけれども、再質問なしで。

気象防災アドバイザーについては、以前にも質問させていただいておりますが、先進事例を見てと言われる点については、全国で87名の方が活用されております。いずれも防災に力を入れなければならない地域が中心であるというふうに思われます。

過去における本町の被害は大変大きなものであったと思います。これからも津波、水害、河川の氾濫等予断を許さない状況です。これから各都道府県に5名程度の配備が必要だろうとのことでございますので、必要度に応じての配置となりますからよろしく願いいたします。

国でも進めているところなので、今でも人材が少ない中、積極的に取り入れようとする動きがなければ必要ないという判断になってしまうと思われます。今御回答で費用対効果が問題となるというふうにお聞きしましたので、どういったことがネックになるのか検証しながら、また進めていただきたいということを要望して、私からの一般質問を終わります。御回答ありがとうございました。

○議長（古川 徹君） 順次発言を許します。

通告順により、13番、谷川優子君。

（13番 谷川優子君 登壇）

○13番（谷川優子君） 2022年3月定例議会の一般質問を行います。

1点目は東千葉メディカルセンターにおける補助金詐欺、官製談合の告発についてお伺いいたします。

告発は2021年12月に新聞報道と東金、九十九里町議会への告発でした。東金、九十九里はメディカルセンターの設立団体であり、病院事業特別会計で税金を導入しています。九十九里町は設立団体としての責任者として調査、情報開示が求められます。

お伺いいたします。

1点目、告発について調査はどのように行われたのでしょうか。

2点目、地方独立行政法人法122条では、業務運営に関わる是正について業務命令が出せるということになっていますが、町長の認識をお聞かせください。

3番目、告発文で組織的な不正とあります。町長は告発文に対してどのように捉えているのかお答えください。

4番目、東千葉メディカルセンターは救急医療、急性期医療を核として24時間365日の医療提供を行う救急救命センターです。高度な専門医療を標榜した県主導でつくられた病院です。県との協議はされているのでしょうか。お答えください。

2点目は新型コロナ感染症対策についてお伺いいたします。

今日の新聞報道では高齢者施設で発生したクラスターは2月20日、24日時点までの1週間で437件、1月初旬から25倍以上激増していて、学校や医療機関など全体のクラスター発生件数の中で特に高齢者施設の発生が最も多く4割に達しているとの記事がありました。

お伺いします。

今後のワクチン投与と検査体制の予定をお答えください。

2番目、ホームページを見ても自宅待機者、自宅療養とされている住民がほとんどです。そうした住民の支援はどのようにされているのでしょうか。

3点目、高齢者施設、学校、認定こども園の検査の対応はどのようにされているのか。

そして4点目、事業者支援に対してどのように対応しているのか。

最後は傷病手当金の申請状況についてお伺いいたします。

再質問は自席で行います。

○議長（古川 徹君） 谷川優子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 谷川優子議員の質問にお答えいたします。

初めに東千葉メディカルセンターにおける補助金詐欺、官製談合の告発についての御質問にお答えします。

1点目の告発について、調査はどのようにしたのかとの御質問ですが、令和4年1月11日に行われました第7回病院運営改革特別委員会において、法人が実施した第1回目の告発に関する調査結果の報告がなされました。その後、法人の顧問弁護士により調査を実施すると伺っておりますので、その結果を速やかに報告するよう指示しているところでございます。

2点目の町長は是正命令についてどのような認識を持っているのかとの御質問ですが、設立団体といたしましては、告発に対する法人内部の調査や第三者委員会の調査結果を踏まえた業務改善計画の速やかな策定等について、法に基づき是正等の命令を行ってきたところであり、法人においてその計画の着実な実行に取り組むことで適切な業務運営を確保し、地域の住民からの信頼回復が図られるものと考えております。

3点目の告発文には組織的な不正とあるが、町長はどのように捉えているのかとの御質問ですが、現在、法人において第三者委員会の調査報告を踏まえた業務改善計画に基づき法人内全ての分野を調査対象として、不適切な運営等を洗い出している最中でありますので、今回の告発も含め不正の事実が判明した際には厳正に対処してまいります。

4点目の情報開示、住民監査請求ができるように規定をするべきではないかとの御質問ですが、情報開示については現状においても、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターにおける東金市情報公開条例の施行に関する規程に基づき行うことができるものと認識しております。

住民監査請求については、本町が法人に運営費の負担を交付している部分について、地方自治法第242条第1項の規定により行うことができるものと考えております。

5点目の県との協議はされたのかとの御質問ですが、千葉県、東金市及び法人との会議を定期的に行っており、その中で協議をしております。

6点目の前回の不正事件がどのように生かされたのかとの御質問ですが、法人において不適切な事務運営の調査等に関する調査報告を踏まえた業務改善計画を策定し、業務運営体制の整備や監査体制の再構築、契約事務の適正化などの業務改善に取り組んでおり、一定の成果が得られているものと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についての御質問にお答えいたします。

1点目のワクチン接種と検査体制はどのようにされているのかとの御質問ですが、新型コ

コロナワクチン3回目接種については、1、2回目の接種が完了している18歳以上を対象として、2回目の接種後6か月を経過した方から接種可能となっております。町では2月14日から九十九里病院で集団接種を開始しております。

また検査については、医療機関等のほか、年明けからの爆発的な感染拡大により、千葉県で実施しているPCR等検査無料化事業による検査実施機関において検査が実施されております。

2点目の自宅療養者の支援はどのようにされているのかとの御質問ですが、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者等に係る支援などについて、千葉県と連携強化を図るため令和3年9月に覚書を締結いたしました。

山武保健所が想定している事業内容としましては、連絡が取れない陽性者の自宅訪問による安否確認及びパルスオキシメーター等の物資の配達や回収としており、これまでに保健所からの要請はございませんが、町といたしましては要請があり次第可能な限り対応する予定でおります。

3点目の高齢者施設、学校、認定こども園の検査はどのように対応されているのかとの御質問ですが、高齢者施設においては千葉県からの要請に基づき各施設の従事者及び新規入所者等にPCR検査を実施していると伺っております。

また、町内の各小・中学校、こども園においては、国の通知に基づき保健所において濃厚接触者に特定された方に対して行政検査が行われることとなっております。

4点目のコロナ禍での事業者支援はどのようにされているのかとの御質問ですが、町では新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた中小企業者や個人事業主を支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、事業者支援を行っております。

支援事業につきましては、飲食店応援商品券事業を令和2年度に実施し、中小企業等支援事業及び宿泊施設支援事業を令和2年度及び本年度においても実施してきたところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げが減少した事業者につきましては、町がセーフティネットの認定をし、資金融資の円滑化を図っております。

5点目の傷病手当金の申請状況はどの御質問ですが、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の傷病手当金の支給申請につきましては、本年1月末現在、1件を受理し支給いたしました。

以上で、谷川優子議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願ひ
します。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 谷川です。

今、町長のほうから設立団体として今回の補助金詐欺、官製談合についてどのような調査をしたのかという質問に対して、町長は第7回病院運営改革特別委員会において法人が実施した1回目の調査結果報告がなされたところであり、その後、顧問弁護士により実施されることになる、このような御回答をいただいたんですけれども、この報告はいつ頃どのような形でされるのか。

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） お答えさせていただきます。

令和3年12月24日に法人に対しまして、設立団体として今回の内部告発に対する調査報告を命じたところでございます。町長答弁にございましたとおり1月11日に法人が調査いたしました報告を受けたところであり、2回目の調査結果の報告についてはメディカルの顧問弁護士及び公認会計士による調査を進めており、調査が済み次第、実際に調査に関わった顧問弁護士及び公認会計士による報告を設立団体及び議会に対し予定していると聞いております。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 今回告発された業務委託や購買に関わる契約について、法人から設立団体への報告や法人への立入検査、あるいは業者の選定方法や契約手続における不備など、読むと妥当性を欠く契約がかなり多いようですよね、告發文だと。そういったところに立入調査というのは顧問弁護士に任せて終わりなのか、設立団体として今後立入調査をするような予定があるのかお答えください。

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） お答えさせていただきます。

今回の告発についての設立団体職員の立入調査についてでございますが、先日、議会全員協議会にてメディカルが調査した結果を報告させていただきましたが、法人での聞き取り調査では関係職員等が告発の内容をしていることを否定しております。また業者等に対する調査権には限界があることなどから、今後の顧問弁護士の調査報告書を精査しながら、損害賠償請求、刑事訴追を前提とした具体的な相談を警察へ法人よりしているとのことござい

すので、その推移を見極めているところでございます。

以上のことから、地方独立行政法人法第121条第1項の規定に基づく設立団体職員による立入検査については、現時点では実施予定はありませんが、今後状況を踏まえ東金市と検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 是正命令についての再質問をいたします。

令和2年の告発に続いてまた補助金官製談合の不正告発です。コロナ禍の中でこうした不正問題が2回も告発されるということは、住民にとっても一体どういうふうになっているんだと大分不安でお話を私に聞く方もいます。そもそも運営を独立行政法人制度に私は問題があるのではないかと考えていますけれども、本来公営で行うべきだと思いますけれども、どのように町長としては考えているのでしょうか。

○議長（古川 徹君） 答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

○町長（大矢吉明君） ただいまの谷川議員の質問にお答えいたします。

地方独立行政法人としては、病院運営は公共上の見地から地域において、必要な医療を設立団体に代わって効率的かつ効果的に提供することを目的としております。法人の業務は住民の理解と納得の下で運営される必要があることから、中期目標の作成や中期計画の認可について議会の議決をいただいているほか、各事業年度に関わる業務の実績の評価、結果などについても議会に報告させていただいているところでございますので御理解をお願い申し上げます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 谷川です。

是正命令についての再々質問をさせていただきます。

地方独立行政法人体制の運営では議会の関与、チェックを後退させて団体自治を形骸化させるおそれがあります。また新たな癒着、利権構造の温床になるのではないかと私は懸念していますけれどもどうでしょうか。

○議長（古川 徹君） 町長、大矢吉明君。

○町長（大矢吉明君） ただいま御説明したとおりでございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） いや、私は今まで地方独立行政法人化の中でこういった運営をされているかということ、今までお話ししてきたと思うんですけども、前と同じ回答というのは質問がまたちょっと具体的に私の質問が違うんですけども、再度答えてくださいと言って答えていただけるんでしょうか、同じ回答なんですか。

○議長（古川 徹君） 谷川議員に申し上げます。

質問回数3回超えていますので。

○13番（谷川優子君） いや違いますよ、私が今質問したことに関して前と同じ回答だと言うから、質問の内容が違いますよと。

○議長（古川 徹君） 暫時休憩します。

（午後 1時47分）

○議長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時48分）

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 谷川です。

組織的な不正があるか、町長の捉え方という質問に対して再質問を行います。

今の運営方法、独立行政法人化では密室で何でも決められてしまう、そんな不安が私は懸念があるんですけども、先ほど町長答弁では第三者委員会の調査報告を踏まえて業務改善計画に基づき調査対象として不適切な運営等を洗い出している、今最中だと。

しかし先ほども言ったように、コロナ禍の中でこういった告発が2回もされるということは、これ自体が問題だと私は思うんです。そういった内容が密室で決められてしまうんじゃないかと、私はそういった告発をしているんですけども、それに対する回答をお願いします。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鐘田貴賜君。

○健康福祉課長（鐘田貴賜君） お答えさせていただきます。

法人は設立団体が議会の議決を経て定款を定め、県知事の認可により設立されており、設立団体が議会の議決を経て定めた中期目標により達成すべき事項を指示されており、議会の関与は一定の重要事項についてなされておるものと考えております。

なお、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター定款及び地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター理事会規定において、法に基づき設立団体の長の認可、承認等を受けなければならない事項、年度計画に関する事項、重要な規定及び規則の制定及び改廃に関する事項、重要な契約の締結、変更及び解除に関する事項などは、理事会の議事を経なければならないこととされており、理事については地域の医師会長や歯科医師会長、千葉大学教授、元千葉県看護協会会長などが任命されていることから、公共性や公平性は担保されているものと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 谷川です。

病院運営というのは公共性から見地から見ても確実に実施されなければならない事業なんです。先ほども言ったように議会の関与が大きく後退する、こういった状況の中で起きたこういった告発というか、そういった不正の告発なんですね。地方自治を旨とする、そういった内容から見ても今のままでいくとまたゆがめるおそれがあるのではないかと思うんですけども、再度お答えください。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏝田貴賜君。

○健康福祉課長（鏝田貴賜君） お答えさせていただきます。

地方独立行政法人として病院運営は、公共上の見地から地域において必要な医療を設立団体に代わって効率的かつ効果的に提供することを目的としております。法人の業務は住民の理解の納得の下で運営される必要があることから、中期目標を定めること及び中期計画の認可については議会の議決をいただいているほか、各事業年度に係る業務の実績等、評価結果などについても議会に報告させていただいているとともに、四半期ごとに病院の運営状況についても議会へ御説明させていただいているところでございますので御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 次、情報開示の問題、また住民請求の問題に関して再質問をさせていただきます。

先ほど町長答弁では、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターにおける東金市情報公開条例の施行する規程に基づいてできるものとしていると。本町が法人に運営費の負担

を交付している部分について、地方自治法の242条第1項の規定に基づいてできると、そのような回答をいただいたんですけれども、でも現実的な問題として理事長は設立団体の長、つまり町長、市長ですね、が任命して議会の同意は要らないと。副理事長は理事長が任命することになって、これも議会の関与はなしと。

こういった運営について先ほどから説明していただいているのは、中期目標と、それに基づいた中期計画、年度計画を定めた事業の、そういった説明があるんですけれども、それでは本当に住民が望むような情報開示、住民請求というのが難しいのではないですか。どうなんでしょうか。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） お答えさせていただきます。

情報公開について御説明させていただきますが、法人の中期目標、中期計画においてコンプライアンスの徹底の項目内に記載がございまして、情報公開や内部通報制度を適切に運用し、組織全体の透明性を確保することとされております。

中期目標や中期計画の公表のみならず、法人として法令に沿い、保有する情報は公開が原則としておりますが、個人のプライバシーに関する情報や事業を営む個人及び法人の利益を侵害する情報など、情報の性質や内容から非公表とせざるを得ないもの以外については、情報公開請求があった場合には公開が原則として適切に対応しているというように聞いております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 谷川です。

前回やっぱり不正があったときに第三者委員会の弁護士の調査結果を踏まえて、その中ではそういった内部告発する人たちを、そういった部分も守る、そういったのもつくるということで弁護士のほうからそういった話があったと思うんですけれども、でも今回また内部告発の中でそういった権利が、そういった人たちが守られていないということではないですか、こういう内部告発があるということは。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） 法人といたしましては、この4月より外部の弁護士を委託しまして、内部通報制度に関する窓口を設置するというように聞いておりますので、この4月以降、法人のほうでは外部の弁護士を窓口にして設置すると聞いておりますので、そちらで

対応ができるものと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 5番目の一連の内部告発を受けて県とはどのような協議をしているのか、具体的にお答えいただきたいと思います。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） 県との協議でございますが、私ども設立団体として定期的に開催しております千葉県、同じ設立団体の東金市及び法人による三者連絡会議においてさきの告発文にかかわらず経営状況、事務改善等に向けた取組状況について法人に対し資料の確認、聞き取り調査等行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 医療というのは先ほど言ったように、人の命を救う病院という公共性から鑑みても確実に実施されなければいけない重要なことだと思うんです。こういったところで独立行政法人化、公共サービスの見地から考えても今回の告発文、つまり公的責任を曖昧にしてしまう、こういった独立行政法人化ということに関してもう少し検討を願いたいと思います。

6番目に出しました前回の不正事件が本当にどのように今回生かされているのかお答えいただきたいと思います。先ほど町長がお答えいただいた中では、不適切な業務運営や調査に関する報告を踏まえた業務改善計画を策定して契約事務の監査体制再構築、契約事務の是正など改善に今取り組んでいると、一定の成果が得られていると考えているということなんですけれども、この一定の成果とは何なのかお答えください。

○議長（古川 徹君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） お答えさせていただきます。

今でいいますと昨年4月より法人の総務課長、内部統制推進課長、財務課長、設立団体より職員を派遣等行うことで事務処理体制の強化を図ってまいりました。私ども設立団体といたしましても定期的に、先ほど県と行っているのは三者連絡会議でございます。それとはまた別に設立団体と法人とで行っておるのが定例会を定期的に開催しております。

その定例会等の中にも法人の業務改善計画に沿った進行状況を確認させていただいており

ますので、この4月より幹部職員を派遣した職員を中心として改善が図られているものと町としては考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

やはり地方自治法から考えても、地方独立行政法人化というのは法的責任を曖昧にして、まず採算優先で住民サービスを切捨て後退するおそれがあると。東京当たりでも新聞なんか見ますと東京都立病院で独法化するというところに住民がたくさん反対していると。

3条では地方独立行政法人は公共性の見地から確実に実施されることが必要なものであることを鑑みて、適切かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならないと、地方自治法の中でそのように書かれています。その目的とは中期目標の設定や効率優先ではなく、公共性をまず優先するというので、私は最後に東千葉メディカルセンターに関して公立的病院として、公立病院として運営していただくことを強く希望して次の質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策に対してなんですけれども、検査試薬、検査キットの供給体制の確保が今求められていると思います。保健所も大分逼迫しているようですが、東金市や大網白里市では熱がないことを条件で無料で薬局でPCR検査が行われているようですが、九十九里町の対応はどうなんでしょうか。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） お答えさせていただきます。

ただいま議員さんがおっしゃられた東金市や大網白里市の薬局等で行われている無料検査は、無症状の方を対象とした千葉県が実施しているPCR等検査無料化事業によるものでございます。

薬剤師が常駐しているドラッグストア等の店舗で対応が可能となっており、九十九里町では薬剤師が常駐しておりますサンドラッグ九十九里店が県の検査事業所登録店となっております。しかし検査キットが市場で不足していることから、検査できるPCR等の検査件数はその日によって数に相当な限りがあるというように伺っております。

また町の対応として、個人経営も含め町内の薬局での検査の実施が可能か確認いたしましたところ、通常業務に支障を来すことや店舗での検査体制が確保できないというような回答であり、町として費用面も含めPCR等の無料検査場を設置するのは今のところ困難ではな

かろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） コロナに対しては役場の職員の皆さんも大変苦勞されているとは思いますが、ただほかの自治体でそういったことができるというところで、九十九里町も何らかの知恵を出し合いながら、そういった抗原キットや何かの材料がないということでは大変でしょうけれども、対応のほうをお願いします。

自宅療養者の支援はどのようにしているのかということに関しての再質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症や濃厚接触者に訪問介護を行った場合に、そのリスクに見合った感染症対応加算というのが医師、看護師には加算がついているけれども、訪問介護の職員にはそういった加算がついていないと聞いているんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） お答えさせていただきます。

ただいまおっしゃられた訪問介護の関係でございますが、国では令和4年2月から福祉事業者や介護職員の処遇改善を図るために、福祉介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付を開始したというところでございます。この交付金は福祉事業者や介護職員を対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提といたしまして、令和4年2月から9月までの間、従事者の収入を3%程度引き上げるための措置を実施することを目的とする事業でございます。

町といたしましては、町内介護事業所にこの交付金制度を広く周知を図ったところでございます。また各事業所においても交付金の申請を行ったと伺っておりますので、この制度については町内事業所については活用されているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 今のは1か月9,000円という国でいった支援金のことでしょうかね。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） 今私が御説明させていただいたのは福祉介護職員処遇改善臨時特例交付金でございます。サービスの区分で最低で1.1%の上乗せ、最高で3.6%上乗せする制度でございます。今御説明したのが約3%の上乗せを交付金で見ますよというような御説明もさせていただきました。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 谷川です。

多分それは1か月9,000円という、3%というところの金額だと思うんですけども、それは国のほうで決めたようなのでいいんですけども、ただ感染症が拡大して自宅療養して、特に独居の方なんかね、介護が必要な高齢者のヘルパーの報酬加算が保証されないと、なかなかそういった支援も必要じゃないかと。

国のたしか出したのは、1か月9,000円ということだと思うんですけども、自治体によって、調べていただければ分かるんですけども、それ以外に上乗せしているところもあるんですね。そういったことも含めて考えていただきたいと思います。

あと3番目の高齢者施設、学校、認定こども園の検査の対応はどのようにされているかの再質問をさせていただきます。

オミクロン感染者急拡大で、全国でも今亡くなる患者さんが相次いでいると。新型コロナ肺炎にはならないけれども、高熱が続き喉の痛み、食事も取れないと、持病が悪化してしまう。そういった高齢者の方が体力が落ちて細菌性の炎症を起こしてしまったり亡くなってしまうと。特にそういった高齢者の独り暮らしの方に対しての町は、先ほどお答えいただいたんですけども、特に力を入れて何かをやってらっしゃるのか。そういった施策や何かはあるのかどうか。

○議長（古川 徹君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） 町といたしまして高齢者に特化した検査等は今のところ実施はございません。なお訪問介護等でお伺いした際や、あとは施設職員がお伺いした際には、その方の状況を確認し、何か変化があれば町のほうへも一報を入れていただけるものと認識しておりますので、そういったときには各事業所と相談しながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 4番目の事業者支援についてお伺いします。

中小企業緊急支援給付金事業について周知はどうだったのかということ。飲食店応援商品券補助事業7,100世帯で換金率が88%。この飲食店応援商品券補助事業に関して、コロナ禍

の中で飲食店にそういった食べに行くという、あるいは地域によってはなかなか高齢者の方は車がなければ食べに行かれないとか、そういった住民からの声もあるんですけども、もう少し応援商品券の使い方、例えばガソリンスタンドでも使えるとか、そういった使い方、住民が本当に使いやすいような使い方っていうのは考えたのか。

○議 長（古川 徹君） 暫時休憩します。

（午後 2時11分）

○議 長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時12分）

（発言する者あり）

○議 長（古川 徹君） 暫時休憩します。

（午後 2時12分）

○議 長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時13分）

○議 長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 飲食店応援商品券補助事業についての使われ方ですが、この事業につきましては令和2年度に行った事業でございます、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の海水浴場全て不開設としたことから直接的に影響を受けるのが飲食店と判断をいたしまして、飲食店を支援する事業を創設したものでございます。

飲食店を支援することは、事業を営む上で資材等の仕入れに多くの事業者との取引があり地域経済の好循環の一助に資するものと考えたものでございます。町内飲食店で利用できる飲食店応援商品券を全世帯に配布し、地域経済を地域住民で応援することでコロナウイルス感染拡大予防にもつながり、また地元の飲食店の味を楽しみ、今後も継続して地域で地元の飲食店を応援していくライフスタイルの確立につながることを考えて実施したもので、本事業につきましては令和2年7月の臨時会で御承認をいただき、また昨年9月の決算でも御承

認をいただいた事業でございます。

換金率88%、もっと上がるのではないかと御指摘ではございますが、88%の換金率はかなり高い率であって、決して使いつらいものではないと認識しております。ただ議員御指摘のとおり、高齢者の方でお店へ直接行けないといったこともございますので、今後こういった事業を創設する際には、参考として考えさせていただきたいと思っておりますので御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） やっぱりこういう国から来た補助金が使われたからいいということじゃなくて、使われた結果が88%の、つまり12%、1割以上の人は使えなかったということをもう少し町として考えてほしいということです。

それから再々質問で、中小企業継続支援金事業、480事業者予算執行率が36%、これも何か低いんじゃないかと思うんですけども、これはこういった精査はされたのか。あるいは周知の問題なのか。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） お答えさせていただきます。

中小企業等事業継続支援金事業、令和2年度の繰越し予算として3年度に実施した事業内容でございますが、議員御指摘のとおり480事業所を対象として見込んだ結果184件の支援をしたところでございまして、計算しますと38.3%の執行率というところになってございます。

この執行率が低いのではないかとございまして、確かに1回目の支援では執行率65.6%、今回が38.3%で、1回目の支援に比べて2回目では新型コロナウイルス感染症に伴う支援策が多く出されていることや、飲食店に対する支援が実施されていることで影響が緩和されたのではないかとこのように推察しているところでございます。

また、本事業の中では1次産業分を30事業所分捉えて見込んでおりまして、1次事業所の申請率につきましては30のうち20件申請がございました。これをパーセントで計算しますと66.7%となるというふうに見込んでおります。いずれにしましても今後ともこういった事業を実施する際には、周知等徹底して努めてまいりたいと考えておりますので御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 傷病手当金申請状況が1件だということをお先ほど町長より回答いただきました。この傷病手当金というのは、公的医療の加入者が仕事上の事故や病気やけがで

仕事を休んだ場合に所得補償を行う制度であって、非正規の労働者や自営業者が加入する被保険者には傷病手当がないと。

新型コロナ感染拡大の中で国民健康保険の加入者にも傷病手当金をという声が広がって、国が今回コロナ対策として感染患者となった国保加入者についても支給を認めた。財源は国が全部負担するという事だと思えるんですけども、これから感染がどんどん広がる中で、この周知や何か、1件というのがどういった周知、ホームページか何かだけなのか、ちょっとそこお答えください。

○議長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） 傷病手当金の支給方法につきましては、ただいま議員おっしゃったとおり町ホームページに掲載してございます。そのほかに町の広報紙、あと住民課の窓口にポスターを掲示するほか、現在確定申告の会場にもポスター掲示とチラシを配置させていただいて周知を図っているところでございます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 支給対象者の拡大を今私たち共産党も国のほうに求めているんですけども、自営業者、フリーランスに対してはなかなか拡大されていないと。国会の答弁でも政府は自治体の裁量で対象を広げることは可能だといった回答をされているんですね。だからやっぱり今後の感染拡大の状況によっては、そういった国保加入者の人にも傷病手当金の申請ができやすいように拡大をしていただきたいと思います。

私の質問は終わります。

◎日程第6 休会の件

○議長（古川 徹君） 日程第6、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

3月3日、4日は議案調査のため休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、3月3日、4日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議 長（古川 徹君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

3月7日は、定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 2時21分

令和4年第1回九十九里町議会定例会会議録（第2号）

令和4年3月7日（月曜日）

令和4年第1回九十九里町議会定例会

議事日程（第2号）

令和4年3月7日（月）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 2 議案第10号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算（第13号）
議案第11号 令和3年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第2号）
議案第12号 令和3年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第13号 令和3年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第14号 令和3年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 3 議案第15号 九十九里町議会議員及び九十九里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第16号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第17号 九十九里町東日本大震災復興基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第18号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第19号 九十九里町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第20号 九十九里町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第21号 九十九里町映画上映に関する取締条例を廃止する条例の制定について
- 日程第10 議案第22号 建物の無償貸付について
- 日程第11 議案第23号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
議案第24号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
議案第25号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

- 議案第26号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
 議案第27号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
 議案第28号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
 議案第29号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
 議案第30号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
 議案第31号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
 日程第12 議案第32号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター評価委員会共同
 設置規約の変更に関する協議について

出席議員 (14名)

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鏑田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	鈴木浩光君
教育長	藤代賢司君	総務課長	篠崎英行君
企画財政課長	作田延保君	税務課長	吉田洋一君
住民課長	鵜澤康子君	健康福祉課長	鏑田貴賜君
社会福祉課長	羽斗伸一君	産業振興課長	南部雄一君
まちづくり課長	山口義則君	会計管理者	中村吉徳君
ガス課長	川島常嗣君	教育委員会 教育事務局長	木原隆行君
農業委員会 農事務局長	小森克彦君	教育委員会 教育事務局長	竹内秀樹君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 篠崎 肇 君 書記 大原 真弓 君

◎開議の宣告

開 議 午前 9時30分

- 議 長（古川 徹君） ただいまの出席議員数は全員です。
これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議 長（古川 徹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎日程第1 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

- 議 長（古川 徹君） 日程第1、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

（提案理由説明）

- 議 長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、細田一男君。

- 11番（細田一男君） 11番、細田です。

児童福祉費、かたかいこども園のトイレ改修設計委託料、この内容について、もうちょっと詳細な、コロナ対策だということなんですけれども。

- 議 長（古川 徹君） 社会福祉課長、羽斗伸一君。

- 社会福祉課長（羽斗伸一君） それでは私のほうから、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

今回予算計上させていただきました、かたかいこども園のトイレ改修工事の内容でございますが、今回改修すべきトイレは旧東保育所のトイレでございます。現在、2歳児、3歳児が、トイレトレーニング等で利用している部分でございます。

この現状のトイレにつきましては、旧東保育所のものということで、現在ウエット方式、下がタイル貼りの、お水を流して清掃をするタイプのトイレでございます。コロナウイルスというのは、やはり水分が多いところで繁殖をする、これはコロナウイルスに限りませんが、そういったことで国のほうから、各学校施設等におきましては、学校のほうは文科省の

補助金でドライ化の工事費用が出たりしております。

ところがこども園につきましては、この補助金がありませんもので、今回こちらのほうの工事費用をもちまして設計をさせていただくところでございます。

2歳児、3歳児が使うということで、現状、通常の、おうちと同じようなトイレであれば、トイレの中で下着を脱ぎ着することができるんですけども、今のところホールの入り口のところで脱いで中に入っているということがあって、やはりこれはウイルスがその過程で蔓延する可能性が高いということで、今回ドライ化を含めた改修の工事をさせていただきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） ただいま御説明をいただきました。

かたかいこども園は、まだ建設されてからそんなに古くないので、その中でかたかいこども園だけトイレ改修。じゃ、とようみこども園、あるいは各小学校のはどうなるということで今お聞きしたんですけども、今詳細について説明あったので理解できました。ありがとうございました。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

4ページ、繰越しなんですけれども、2件、専決でやられたそうなんですけれども、これはなぜ専決じゃなければいけなかったのか。3月の定例会でもって、今回の補正でもよかったような気がするんですけども、なぜこれ専決されたのか、教えてください。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 今回、繰越しをするこの2事業につきましては、予算計上時において既に年度内に完了が見込めないということが明確な事業でございます。加えて早々に契約をすることで早期の完了が見込めますので、本補正予算において繰越明許費の設定をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

3月定例の補正でもよかったんじゃないかと思うんです。結局、審議しないでもって結局

これを繰り越すわけですから、本来であれば、やはり専決の必要がなかったんじゃないかというふうに思いますけれども。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 先ほどお答えしたとおりでございますが、早急に契約を締結いたしませんと完了できない可能性がございますので、今回繰越しの手続をさせていただいたということでございます。

契約につきましては、今年度と来年度の2か年をまたぐような、そういった契約になるのかと思います。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

◎日程第2 議案第10号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算（第13号）

議案第11号 令和3年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第2号）

議案第12号 令和3年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第13号 令和3年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)

議案第14号 令和3年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(古川 徹君) 日程第2、議案第10号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算(第13号)、議案第11号 令和3年度九十九里町給食事業特別会計補正予算(第2号)、議案第12号 令和3年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第13号 令和3年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第14号 令和3年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第3号)を一括議題といたします。

議案第10号から議案第14号までについて、順次提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) 教育委員会事務局長、木原隆行君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) 住民課長、鶴澤康子君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) 健康福祉課長、鐘田貴賜君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) 暫時休憩いたします。

再開は10時31分です。

(午前10時21分)

○議長(古川 徹君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時31分)

○議長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。初めに、一般会計補正予算について質疑を行います。次に、特別会計補正予算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合はこれを許します。

これより一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 1番、西村です。

2点質問させてください。

一般会計からです。

22ページ目、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童福祉施設費、14節工事請負費ですけれども、このとようみこども園長寿命化の金額ですけれども、これ工事が終了することによる精算で2,700万減額ということなんですけれども、この内容について具体的に教えてください。

もう1点、25ページ目、6款商工費、1項商工費、3目観光費、7節報償費、ここ説明のほうになかったんですけれども、この観光大使謝礼金の60万減額なんですけれども、この内容についても教えてください。

○議長（古川 徹君） 答弁を求めます。

社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君） それでは私のほうからは1点目の、とようみこども園長寿命化改修工事の減額について御説明を申し上げます。

本予算につきましては、本年度の当初予算におきまして1億7,666万円にて予算の計上をさせていただいたところでございます。

この後、5月に一般競争入札に付しまして、入札に参加いただきました業者の方から落札をいただきました。契約金額が1億4,810万4,000円でございます。

この差額につきまして減額をするものですが、差額のうち一部につきましては、かたかいこども園の調理室のエアコンが夏場、急に壊れましたので、この費用として一部64万円、財源として流用させていただきました。その差額2,791万6,000円を今回、減額をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 私からは、25ページ、6款1項3目の観光費7節報償費、観光大使謝礼60万円の減額について御説明させていただきます。

観光大使謝礼につきましては当初、8事業見込んでおりました。事業につきましては、新

型コロナウイルス感染症の影響により、2事業は観光大使の事業を行いました、残りの6事業、1回当たり10万円を見込んでおりましたところ、6回分取りやめとなりましたので、その分を減額するものでございます。

2事業を、行った事業につきましては、6月に千葉テレビ、モーニングこんぱすに出演していただいたものと、7月にロッテマリスタジアムで行われました九十九里町の冠試合、こちらに活動していただいた、この2事業を支出したものでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

21ページの民生費、款3の節12委託料、緊急通報システム事業費委託料が、今回21人が増加ということで47万2,000円の補正がされております。緊急通報システムの拡大が、対象拡大が今回増えていると思うんですけども、全体的にどのくらい増えているのか、分かたら教えてください。

それと、同じ21ページの一番下、4、国民健康保険税の中で国保財政安定化支援事業110万2,000円が減額補正されているんですけども、この内容について、保険税の平準化のための一般会計からの特別会計への繰り出しだと思うんですけども、この内容をちょっと、数字的な内容を教えてください。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鍵田貴賜君。

○健康福祉課長（鍵田貴賜君） 私のほうからは、緊急通報システムのことにつきまして御回答させていただきます。

先ほど21件増えたというものが、高齢者の独居世帯について増えた件数を申し述べさせていただきました。

今、議員さんおっしゃられた利用者の拡大について、10月より拡大したものが老老世帯、日中独居世帯を拡大いたしました、このものについては介護保険特別会計のほうから支出しております。介護保険特別会計を利用することによって、町の負担が19.25%で利用できるというメリットがございますので、10月より拡大しましたシステムにつきましてはそちらを御利用させていただいております。

なお、今回補正させていただきました一般会計の独居老人の緊急通報システムについては、既存の制度は新たに介護保険制度には入れることはできないというふうに決まっております。

ので、独居老人については一般会計、老老世帯、日中独居については介護保険制度を利用して、この利用制度を広く町民に活用していただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 住民課長、鵜澤康子君。

○住民課長（鵜澤康子君） 私からは、国民健康保険費について御回答させていただきます。

御質問のありました国保財政安定化支援事業繰出金につきましては、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化を図るため一般会計から繰り入れるものでございます。

本町においては、被保険者数の保険税の負担は……、負担能力が比較的低いこと、また高齢者が多いことにより繰り出しがされております。

これにつきまして、軽減世帯の割合が、全国平均の56%に対し町は56.5%、高齢者被保険者数、これは60歳以上なんですけれども、これが43%以上に対し繰り入れるものなんですけれども、町については58.9%ということで繰入れがなされているところでございます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

その緊急通報システムのことは分かりました。でも全体的にどうなのかという数字的なことまでは、分からないということでもいいんでしょうか、ちょっと。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） 加入者の数字的なものについて御回答させていただきます。

2月末現在で独居老人につきましては、175世帯設置してございます。それから、新たに制度を設けました老老世帯、日中独居世帯につきましては、日中独居で6世帯、老老世帯で3世帯、合計9世帯でございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） ありがとうございます。分かりました。

なぜこの110万2,000円というのが減額補正になったのかということ、ちょっと伺ったんですけれども、それは被保険者が減ったのかどうなのかなというところで、その数字の内訳が分かれば教えていただきたいと思いました。

○議長（古川 徹君） 最後の質問になりますけれども、いいですかそれで。

答弁を求めます。

住民課長、鵜澤康子君。

○住民課長（鵜澤康子君） 申し訳ございませんでした。

減額になった理由につきましては、この算定するに当たっての補正係数が変更になったことによるものでございます。

以上です。

○議 長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

12ページ、14款2項2目畜犬登録手数料、当初予算より約28%減、注射済票交付手数料、これは、当初予算に比べると40%減、この理由ちょっと教えていただきたい。個体が減った、対象が減ったのか、そういうことによるものなのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

それと、23ページ、4款1項2目予防費の12節風疹抗体検査委託料、これが予算に比べると47%減ということですが、この理由を教えていただきたい。

それと、24ページ、5款1項4目18節ですか、加工米用の補助金ですが、これが16万7,000円減になっておりますけれども、これ1俵当たり1,000円の補助金だったと思うんですが、単純計算すると167俵分が減額ということなんですけれども、この辺の理由が、不作によったものなのか、それとも対象が減ったものなのか教えていただきたい。

続きまして25ページ、5款3項1目18節貝類種苗放流事業、これが、16万が皆無ということで100%減、これに対する、この理由と、これに対する対策をちょっとお聞きしたいと思えます。

それと、あともう一つ、26ページ、7款2項4目12節建設資材等価格特別調査業務委託料91万3,000円減、これ当初予算からすると100%減、皆無になったんですけれども、この辺の理由を教えていただきたいと思えます。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 答弁を求めます。

まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） 私のほうからは、畜犬関係の歳入予算、それから一番最後に質問をされました建設資材の関係について御回答させていただきます。

まず、12ページの14款2項2目衛生手数料の1節保健衛生手数料、畜犬登録手数料でござ

います。

こちらにつきましては、当初登録頭数につきまして年間57頭を、新規登録を見込んでおりましたが、こちらの数字につきましてはコロナ禍での需要を見込んで前年並みの数字を見込んでおりました。しかしながら、結果としまして42頭の登録にとどまっており15頭分の減額をさせていただくものでございます。

それから、注射済票交付手数料13万6,000円の減につきましては、こちらにつきましては、本年度、昨年度ともそうなんです、コロナ禍の関係で集団接種の中止をしております。この関係から、接種者数の届出数が減少しているところでございます。数字的には、当初632頭分の交付を、届出を見込んでおりましたが、予算設定時点で交付381頭にとどまっているところでございます。

こちらにつきましては、コロナ禍の関係で、例年ですと6月末までに登録をしなければならない、届出をしなければならないようになっておりますが、12月末まで延長されたことから、今現在、再接種の促進をしております。まずはがきで未接種者に対して通知をさせていただくのと同時に、電話での確認を取らせていただいている最中でございます。

それから、26ページの7款2項4目12節の委託料の中の建設資材等価格特別調査業務委託料でございますが、こちらにつきましては、県の単価等がない場合に調査委託をして、その価格を設定する業務でございます。今年度、価格を設定する業務が発生しなかったことから、全てを減額させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 私からは、24ページ、5款1項4目です。加工用米の16万7,000円減額の理由について、まずは御説明させていただきます。

こちらにつきましては、当初450俵を2,000円と算定して90万円を見込んでおりました。結果、366.5俵2,000円、単価2,000円で73万3,000円を交付するということになりまして、その差額分16万7,000円を減額するものでございます。

それともう1点、25ページの5款3項1目貝類種苗放流事業16万円の皆減の理由と対策でございますが、この本事業につきましては、九十九里漁業協同組合がこの補助事業を活用して、いわゆるダンベキサゴン、ナガラミの放流事業を予定していたところでございます。例年ですと11月に放流を行うわけでございますが、この資源を1か月前の10月頃に、いつも確保するというところで予定していたところです。

今回につきましては、10月頃に、生息環境の近い鴨川産の種苗を放流する計画であったと聞いております。鴨川産の種苗猟期初日に、最適な種苗の部分が確保できなかったと。購入、確保できず、ほかの日の種苗を模索しておったんですが、鴨川産では初日の1日しか狩猟が、操業が行われなかったと。じゃ他県の種苗も、入手についても検討を行ったそうですが、漁期や種苗のサイズが合わないことから本年度は見送ったということ聞いております。

それと今後の対策につきましては、これは毎年、種苗放流を計画しておりますので、令和4年度においても計画がなされているというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） 私のほうからは、風疹抗体検査委託料について御説明をさせていただきます。

風疹予防接種につきましては、令和元年度から始まりまして、令和元年度に、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの対象者763名に対し、検査実施済みの方が183名、令和2年度には、昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの方、対象者1,098名に対しまして抗体検査194名が実施したと。それに漏れた方、令和3年度に継続事業となっております、全年齢を対象といたしまして、町内に対象者が1,494名いらっしゃいました。

その中で、私どもといたしましては、個別通知を郵送するなりして、当初予定では400名を受けるのではなかろうかと予算措置していたところ、今現在、抗体検査を実施した方が96名という数字となってしまいましたので減額補正をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

そうしましたら、個別に課でもって質問をしてもよろしいですか。

（「いいですよ」と言う者あり）

○7番（浅岡 厚君） じゃこの、犬のこれ狂犬病だと思うんですけども、これは今の話ですと無届けが、結局半分までいかないですけども結構な数ではなっていますけれども、この無届けの状況がこれでいいのかということなんですけれども。

コロナの関係でもって集団接種がなくなったということですけども、じゃ民間での個別接種をちゃんと受けているのか、それとも接種を受けない状態であったのかそれ、今調査し

ているということなんですけれども、それは早急にしないと、ちょっと問題があるんじゃないかと思っておりますので、その辺の対策をお願いしたいと思っております。

先ほど、資材の調査ですけれども、これは、県から依頼があったときだけやるということで、毎年これは、じゃ予算計上をされるものなのか、その辺だけ教えてください。

○議長（古川 徹君） 答弁を求めます。

まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） すみません。

こちらの予算でございますが、設計積算する際に単価がない、要は該当する単価が見当たらない場合に、委託業務として、その単価の設定をお願いするものでございます。

たまたま、今回それに見合うものがなかったことから、全額を減額させていただくわけですが、予算につきましては毎年計上をさせていただいて、ある場合についてはこの予算を使わせていただいて単価をつくるという作業をさせていただいております。

以上でございます。

続いて畜犬登録関係でございます。注射済票のほうの数値が大分低いというお話でございますが、今現在で言いますが2月にはがきで未接種者について通知を出させていただいております。これに基づきまして、届出、未届け、接種はしているんですが未届けの方が今現在、手続をさせていただいているところでございます。

引き続き、未接種者の未届けがないようにしていくことと同時に、登録されている方の中で、犬が死亡した場合の方もいらっしゃいます。そういう場合の削除の手続も今現在、電話確認作業で実施しているところでございますので、御理解いただければと存じます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 今回の件で、ちょっと再質問ですけれども、じゃ今届出してあって、3月の、今年度中に、例えば接種を受けた場合の予算ってのはこれに足りるのか、そういう予算になっているのかということですね。減額しちゃっておいて、年度内に接種されてあったり登録した場合には、足らなくなれるということはないのかということ、ちょっと疑問に思いましたんで。

それと、あと建設資材の件ですけれども、これ90万からのお金を、やるかやらないかなのに、当初予算に盛るといふ行為が、ほかの、この90万のお金をほかで使いたってときに使えないお金になっちゃうんですよ。であれば、必要なときに補正でもってやるとかね、そう

いう方法を考えないと、結局、例えばほかの事業に使いたいものが使えなくなるという可能性があるので、その辺ちょっと考え直ししていただきたいと思います。

続いてでは……、特にないでしょう。一応考えてください。

それで、続きまして風疹ですけれども、内容分かりました。ただ、今の数字聞きますと、大分、検査の件数が少ないということで、やはり広報とか周知の仕方を、いま一度ちょっと考えないといけないんじゃないかと思えますので、注意していただきたいと思います。

続きまして飼料米ですけれども、これはただ単に加工米にやる人が少なかったということだけで、その前までは、この90万円をやった人たちに案分するような計画だと思うんですけども、それが少なくなったということは、逆に言えばこの1俵2,000円という単価が適正だったのかというようなことを検討しなけりゃいけないと思うんですけども、その辺お願いいたします。

それと、ナガラミの放流ということですが、今年駄目だったんで、来年も同じように計画しているということですが、今またものは、来年に収穫するものだと思うんですけども、そうすると来年の収穫量が減る可能性もあるわけですが、来年これの倍に予算を組んで倍まくとか、そういうことは考えられているのか教えてください。

○議長（古川 徹君） 答弁を求めます。

産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 加工米についてでございますが、本年度は飼料用米の生産に取り組んだ方が増えまして、加工米に取り組む方が減ったというところでございます。実質、3経営体が加工米を実施したというところで、先ほど説明した366.5俵を出したというところでございます。

それと、ナガラミの、本年度、種苗放流しないことに伴って、来年度の漁獲が減るのではないかとこのところでございます。

議員御指摘のとおり、毎年毎年種苗をまいておりまして、本年度まかないことによる影響は少なからずあるものと考えております。

次年度の予算に、じゃ本年度分を繰り越して倍、予算づけするのかというようなところでございますが、現状においては例年同様の計画というところで進めております。そういったところで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで一般会計補正予算の質疑を終わります。

続いて、特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

以上で特別会計補正予算の質疑を終わります。

これより一般会計補正予算及び特別会計補正予算の討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第10号の採決をいたします。

議案第10号 令和3年度九十九里町一般会計補正予算(第13号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の採決をいたします。

議案第11号 令和3年度九十九里町給食事業特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号の採決をいたします。

議案第12号 令和3年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号の採決をいたします。

議案第13号 令和3年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号の採決をいたします。

議案第14号 令和3年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第15号 九十九里町議会議員及び九十九里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長(古川 徹君) 日程第3、議案第15号 九十九里町議会議員及び九十九里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第15号について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠崎英行君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第15号 九十九里町議会議員及び九十九里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第16号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(古川 徹君) 日程第4、議案第16号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第16号について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠崎英行君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第16号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第17号 九十九里町東日本大震災復興基金条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長(古川 徹君) 日程第5、議案第17号 九十九里町東日本大震災復興基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第17号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第17号 九十九里町東日本大震災復興基金条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第18号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定について

○議 長（古川 徹君） 日程第6、議案第18号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第18号について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、吉田洋一君。

（提案理由説明）

○議 長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

この条例について、私は反対するのではないんですけれども、ちょっと2点ぐらい、2点、お伺いしたいと思います。

例えば、未申告の家庭なんかは、未申告の家庭に対してはどうかということと、もう1点は、未就学児の子供が2人、3人多数いた場合はどうか、その2点だけ教えてください。

○議 長（古川 徹君） 税務課長、吉田洋一君。

○税務課長（吉田洋一君） 未申告の世帯であれば軽減なしというような判定をせざるを得ないので、現状窓口等で申告を促して対応してまいりたいと考えております。

それと、未就学児さんが1名、2名、3名と、多い世帯につきましては、1名につきまして対象になりますので、3名あれば3名それぞれに軽減措置を講ずるといったような状況でございます。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第18号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第19号 九十九里町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長(古川 徹君) 日程第7、議案第19号 九十九里町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第19号について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長、山口義則君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第19号 九十九里町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(古川 徹君) 起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第20号 九十九里町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

○議長（古川 徹君） 日程第8、議案第20号 九十九里町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第20号について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠崎英行君。

（提案理由説明）

○議長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

この議案に反対するわけではないんですけれども、この定数の、定数をどのようにして出しているのか、329名という、ちょっと端数なんで、ちょっとどのように出したのか教えていただきたいと思う。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） お答えさせていただきます。

消防団員の構成としまして、団長以下、本部付分団長の本部構成、それから各部構成となっております。

各部につきましては、自動車部と可搬積載部と分かれておりますので、自動車部が何名、可搬の部が定数何名ということで、それで計算していきますと329名というところで、ぴたりの数となってくると思います。

以上です。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第20号 九十九里町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第21号 九十九里町映画上映に関する取締条例を廃止する条例の制定について

○議長（古川 徹君） 日程第9、議案第21号 九十九里町映画上映に関する取締条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案第21号について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠崎英行君。

（提案理由説明）

○議長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第21号 九十九里町映画上映に関する取締条例を廃止する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（古川 徹君） 起立多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第22号 建物の無償貸付について

○議長（古川 徹君） 日程第10、議案第22号 建物の無償貸付についてを議題といたします。

議案第22号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

この無償貸付けですよね、426万7,776円。これ確かに今回、令和6年までということで、今、議会にかけられているんですけども、これずっと無償貸付けを繰り返すのか、あるいは一定の条件が変わったら有償になるのか、あるいは貸付けがなくなるのか、こういった計画なんのでしょうか。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 貸付期間につきましては令和6年3月31日までとなっておりますが、現在貸付けをしております事業者を確認した限りでは、令和6年度以降も利活用したいといった意向があると聞いてございます。

ただし、借地の上に建設されている施設でございますので、今後の方向性につきましては、地権者も含めた中で協議をしてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

しかし、町として、きちっとした計画がないまま無償貸付けをすると、これはやはり公立というか町の財産というか、住民の税金を使っているわけで、その計画がきちっとされないまま、ずるずるとやるというのはどうなんのでしょうか。きちっとした目先というか、計画が町として、持っているのか持っていないのか今後どうなるのかという。例えば、これだけ利

益が上がったら有償にするとかというふうにしないと、ちょっとこのままではおかしいんじゃないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議 長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 現時点におきましては、あくまで令和6年3月31日ということで一応の区切りをつけさせていただいているところでございます。

今後につきましては、先ほど私が答弁したとおりでございます。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） そうすると令和6年の3月31日になったら、次の町の方向性が出てくるんですかね。

○議 長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

令和6年3月31日までというのが、今回の一応の期限でございます。当然期限を迎える前段にあって、それなりに事業者、また地権者を含めた中で協議をさせていただくということでございます。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第22号 建物の無償貸付についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議 長（古川 徹君） 起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

- ◎日程第11 議案第23号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について
議案第24号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について
議案第25号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について
議案第26号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について
議案第27号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について
議案第28号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について
議案第29号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について
議案第30号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について
議案第31号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について

○議長（古川 徹君） 日程第11、議案第23号から議案第31号までの農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、9議案を一括議題といたします。

議案第23号から議案第31号について、提案理由の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 議案第23号から議案第31号までの農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

本案は、現在の農業委員会委員が令和4年4月11日をもって任期満了となることから、新たな農業委員会委員の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第23号は高柳久男氏、議案第24号は古川智久氏、議案第25号は永嶋正光氏、議案第26号は川島章氏、議案第27号は三橋芳男氏、議案第28号は櫻井弘氏、議案第29号は南部賢氏、議案第30号は中西英明氏、議案第31号は花澤康宏氏でございます。

今回、選考している9名は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができるものと認められることから、農業委員会の委員として適任であると考えております。

なお、任期につきましては、令和4年4月12日から3年間でございます。

また、9名の経歴等につきましては、各議案に資料として添付してございますので御参照ください。

以上9議案につきまして、御審議の上、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古川 徹君） これより議案第23号から議案第31号までの質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

それぞれ適任者であるとは思いますが、女性の登用をということで、ずっと希望しておりました、そういうことを検討されたかどうかということをお心配しております。

それと、9人男性であると女性は入りにくいというところもありますので、その辺、規定まではいかなくても進めるようなことはできないのかどうかをお伺いいたします。今後ですね。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

農業委員につきましては、公募をしまいたところでございます。公募をしまいた結果、9人枠に9人の応募ということでございました。

議員御指摘の女性委員の登用につきましては、従前はお一方、女性委員がおったわけですが、結果として今回は女性委員がいなくなりました。

今後につきましては、農業委員の任命に当たって、年齢性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること、それから農業者の年齢、性別構成を踏まえた上で女性等が推薦を受け、また募集に応募するよう働きかけを行うなど、女性等について適切な人数を任命することについて、調査・研究を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い

いをいたします。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 私も女性登用について質問をさせていただきます。

平成28年4月1日から、改正農業委員会法が施行されて、農業委員会の選出方法が変わって、今度新政度では、推薦公募あるいは市町村長が任命すると、このように変わっているんですけども、私もちょっといろいろ調べたんです。全国の女性農業委員が2,788人ということで、全農業委員に占める女性の割合が12.1%、農業委員会組合で女性の農業委員を、農業委員会ゼロを目標とする、つまり農業委員の中に女性がゼロになるという、そういった農業委員をなくす、農業委員会をなくすということで、女性の農業委員会の登用、農業委員の登用促進が進んでいるということなんですけれども、そこで今、課長から回答があったんですけども、国からのそういった農業委員会に女性を起用しろというようなことが言われていると思うんですけども、登用促進のためのパンフレットの配布、あるいは女性農業者グループへの声かけ、あるいは女性登用の重要性の要請活動、あるいは積極的なそういった取組はされたのかどうなのか、お答えください。

○議長（古川 徹君） 答弁を求めます。

産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 積極的な取組ということでお答えさせていただきます。

自治区の世帯回覧とホームページ等への掲載を行った中で行ってきました。また、農業委員、農地利用最適化推進委員を通じて、関係団体や適任と思われる方への声かけも行ったところでございます。

その結果、応募がなされたのは、男性委員9名の応募でしたというところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 谷川です。

第4次男女共同参画基本計画でも、平成32年まで、女性が登用されていない農業委員会をゼロにする、あるいは農業委員に占める女性の割合を30%以上にするということを、国も目標にしていると思うんですけども、その目標に対して九十九里の農業委員会は、きちっとつかんでいるのかどうなのか。

私は、この農業委員の方、今回のを別に反対するわけではないんですけども、ただ今後

の問題として、やはり女性の登用ということをして30%以上にするということが、国の農水省からのそういった提案もあると思うんです。最後に、九十九里の農業委員としての指導する立場でお答えください。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 先ほども荒木議員の質問にもお答えさせていただいた、きましたが、繰り返しとなりますが、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮することと、農業者の年齢・性別構成を踏まえた上で女性等が推薦を受け、また募集に応募するよう働きかけを行うなど、女性等について適切な人数を任命することについて、調査・研究を行っていきたいと考えておりますので御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第23号の採決を行います。

議案第23号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第24号の採決を行います。

議案第24号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第25号の採決を行います。

議案第25号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第26号の採決を行います。

議案第26号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第27号の採決を行います。

議案第27号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第28号の採決を行います。

議案第28号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを原案のとおりどおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第29号の採決を行います。

議案第29号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第30号の採決を行います。

議案第30号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第31号の採決を行います。

議案第31号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第12 議案第32号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター評価
委員会共同設置規約の変更に関する協議について

○議長（古川 徹君） 日程第12、議案第32号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター評価委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

議案第32号について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、鏑田貴賜君。

（提案理由説明）

○議長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

具体的に、こういった事項についてという諮問についても、調査、審議を具体的な例を挙げて、ちょっと説明してください。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） お答えさせていただきます。

今までにもございましたとおり、内部告発により明らかとなりました法人の不適切な業務運営のような事案につきましても、評価委員が評価委員会等の場におきまして、法人から提出された資料の確認や聞き取り等の調査を業務状況を確認しまして、業務改善に向けた意見を述べられるようにすることを想定しております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 谷川です。

そうすると、今まで以上に評価委員のメディカル独法に対してのいろいろ調査ができるということの理解でいいんですかね。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） お答えさせていただきます。

地方独立行政法人法の第121条の1項に想定されております、設立団体による立入調査などの調査権限はございませんので想定はしておりません。あくまで評価委員会の場におきまして、法人の業務実績の評価における意見陳述や財務諸表の承認を、事務を行うと同等に、その際の聞き取り調査等を行うことができるということを想定しております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 具体的にどういうふうになるのかを、お答えいただきたいと思えます。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鏑田貴賜君。

○健康福祉課長（鏑田貴賜君） 現行でありますと、4条の第1項といたしますと、中期目標を達成するための計画でありました。第2項といたしましては、中期目標の終了時に見込まれる業務実績に関する意見を述べられること。それから3項といたしましては、財務諸表の承認について評価委員会の意見を今まではいただいていたところでございます。

今回に追加内容といたしましては、先ほども御説明いたしましたが、内部告発等によって明らかになりました法人の不適切な業務運営、そういったものについても評価委員会の意見を求めることとするということとなろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第32号 地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター評価委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議 長（古川 徹君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

明日8日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午前11時52分

令和4年第1回九十九里町議会定例会会議録（第3号）

令和4年3月8日（火曜日）

令和4年第1回九十九里町議会定例会

議事日程（第3号）

令和4年3月8日（火）午前9時32分開議

- 日程第 1 議案第 2号 令和4年度九十九里町一般会計予算
議案第 3号 令和4年度九十九里町給食事業特別会計予算
議案第 4号 令和4年度九十九里町国民健康保険特別会計予算
議案第 5号 令和4年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 6号 令和4年度九十九里町介護保険特別会計予算
議案第 7号 令和4年度九十九里町病院事業特別会計予算
議案第 8号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計予算
議案第 9号 令和4年度九十九里町ガス事業会計予算

追加日程第1 発議第 1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議について

日程第 2 休会の件

出席議員（14名）

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鏑田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	鈴木浩光君
教育長	藤代賢司君	総務課長	篠崎英行君
企画財政課長	作田延保君	税務課長	吉田洋一君
住民課長	鵜澤康子君	健康福祉課長	鐘田貴賜君
社会福祉課長	羽斗伸一君	産業振興課長	南部雄一君
まちづくり課長	山口義則君	会計管理者	中村吉徳君
ガス課長	川島常嗣君	教育委員会 教務局長	木原隆行君
教育委員会 教務局主幹	竹内秀樹君	農業委員会 農務局長	小森克彦君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	篠崎肇君	書記	大原真弓君
------	------	----	-------

◎開議の宣告

開 議 午前 9時32分

- 議 長（古川 徹君） ただいまの出席議員数は全員です。
これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議 長（古川 徹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

- ◎日程第1 議案第2号 令和4年度九十九里町一般会計予算
議案第3号 令和4年度九十九里町給食事業特別会計予算
議案第4号 令和4年度九十九里町国民健康保険特別会計予算
議案第5号 令和4年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算
議案第6号 令和4年度九十九里町介護保険特別会計予算
議案第7号 令和4年度九十九里町病院事業特別会計予算
議案第8号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計予算
議案第9号 令和4年度九十九里町ガス事業会計予算

- 議 長（古川 徹君） 日程第1、議案第2号 令和4年度九十九里町一般会計予算、議案第3号 令和4年度九十九里町給食事業特別会計予算、議案第4号 令和4年度九十九里町国民健康保険特別会計予算、議案第5号 令和4年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算、議案第6号 令和4年度九十九里町介護保険特別会計予算、議案第7号 令和4年度九十九里町病院事業特別会計予算、議案第8号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計予算、議案第9号 令和4年度九十九里町ガス事業会計予算を一括議題とし、本日は予算説明といたします。

議案第2号から議案第9号について、順次提案理由の説明を求めます。

- 議 長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

（提案理由説明）

- 議 長（古川 徹君） 暫時休憩いたします。

再開は10時45分です。

（午前10時30分）

○議 長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時42分）

○議 長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

（提案理由説明）

○議 長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

（提案理由説明）

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鍵田貴賜君。

（提案理由説明）

○議 長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

（提案理由説明）

○議 長（古川 徹君） 暫時休憩いたします。

再開は午後2時です。

（午前 11時35分）

○議 長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時51分）

○議 長（古川 徹君） ガス課長、川島常嗣君。

（提案理由説明）

○議 長（古川 徹君） 各会計予算の説明が終了いたしました。

各会計予算の審議は後日の本会議で行います。

暫時休憩します。

（午後 2時02分）

○議 長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時02分）

◎日程の追加

○議長（古川 徹君） ただいま鎗田貴俊君ほか12名より、発議第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議についてが提出されました。

議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（古川 徹君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 発議第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議について

○議長（古川 徹君） 追加日程第1、発議第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議についてを議題といたします。

発議第1号について提案理由の説明を求めます。

総務経済常任委員長、鎗田貴俊君。

（総務経済常任委員会委員長 鎗田貴俊君 登壇）

○総務経済常任委員長（鎗田貴俊君） 発議第1号。

文書を朗読して提案理由といたします。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議について。

上記の議案を別紙のとおり九十九里町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年3月8日提出。

九十九里町議会議長、古川徹様。

提出者、九十九里町議会議員、鏑田貴俊。賛成者、九十九里町議会議員、古川明、同じく谷川優子、同じく佐久間一夫、同じく細田一男、同じく善塔道代、同じく内山菊敏、同じく荒木かすみ、同じく浅岡厚、同じく中村義則、同じく原田教光、同じく小川浩安、同じく西村みほ。

次ページをお願いいたします。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議（案）。

本年、2月24日にロシアがウクライナへ軍事侵攻を開始し、子どもを含む民間人などの尊い命が奪われている。

ロシア軍による攻撃やウクライナへの主権侵害は、国連憲章に違反し、国際社会の平和と秩序、安全を脅かすものであり、断じて容認できない。

政府においては、国際社会と連携し、ウクライナへの支援、ロシア軍の即時撤退と速やかな平和の実現に向け全力で行動し、在留邦人の安全確保及び国民生活にもたらす影響への対策について万全をつくすよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月8日、九十九里町議会。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

発議第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対する決議についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 休会の件

○議 長（古川 徹君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

3月9日から3月16日まで各常任委員会の開催及び議案調査のため休会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 異議なしと認めます。

よって、3月9日から3月16日まで休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議 長（古川 徹君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

3月17日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 2時09分

令和4年第1回九十九里町議会定例会会議録（第4号）

令和4年3月17日（木曜日）

令和4年第1回九十九里町議会定例会

議事日程（第4号）

令和4年3月17日（木）午前9時43分開議

- 日程第 1 議案第 2号 令和4年度九十九里町一般会計予算
議案第 3号 令和4年度九十九里町給食事業特別会計予算
議案第 4号 令和4年度九十九里町国民健康保険特別会計予算
議案第 5号 令和4年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 6号 令和4年度九十九里町介護保険特別会計予算
議案第 7号 令和4年度九十九里町病院事業特別会計予算
議案第 8号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計予算
議案第 9号 令和4年度九十九里町ガス事業会計予算
- 追加日程第1 議案第33号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第2 議案第34号 契約の締結について
- 追加日程第3 議案第35号 変更契約の締結について

出席議員（13名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 西村みほ君 | 2番 | 小川浩安君 |
| 3番 | 原田教光君 | 4番 | 鑓田貴俊君 |
| 5番 | 中村義則君 | 6番 | 古川徹君 |
| 7番 | 浅岡厚君 | 8番 | 荒木かすみ君 |
| 9番 | 内山菊敏君 | 10番 | 善塔道代君 |
| 11番 | 細田一男君 | 13番 | 谷川優子君 |
| 14番 | 古川明君 | | |

欠席議員（1名）

- 12番 佐久間一夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	鈴木浩光君
教育長	藤代賢司君	総務課長	篠崎英行君
企画財政課長	作田延保君	税務課長	吉田洋一君
住民課長	鵜澤康子君	健康福祉課長	鑑田貴賜君
社会福祉課長	羽斗伸一君	産業振興課長	南部雄一君
まちづくり課長	山口義則君	会計管理者	中村吉徳君
ガス課長	川島常嗣君	教育委員会 教務局長	木原隆行君
教育委員会 教務局主幹	竹内秀樹君	農業委員会 農務局長	小森克彦君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	篠崎肇君	書記	大原真弓君
------	------	----	-------

◎開議の宣告

開 議 午前 9時43分

○議 長（古川 徹君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（古川 徹君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第2号 令和4年度九十九里町一般会計予算

議案第3号 令和4年度九十九里町給食事業特別会計予算

議案第4号 令和4年度九十九里町国民健康保険特別会計予算

議案第5号 令和4年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算

議案第6号 令和4年度九十九里町介護保険特別会計予算

議案第7号 令和4年度九十九里町病院事業特別会計予算

議案第8号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計予算

議案第9号 令和4年度九十九里町ガス事業会計予算

○議 長（古川 徹君） 日程第1、議案第2号 令和4年度九十九里町一般会計予算、議案第3号 令和4年度九十九里町給食事業特別会計予算、議案第4号 令和4年度九十九里町国民健康保険特別会計予算、議案第5号 令和4年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算、議案第6号 令和4年度九十九里町介護保険特別会計予算、議案第7号 令和4年度九十九里町病院事業特別会計予算、議案第8号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計予算、議案第9号 令和4年度九十九里町ガス事業会計予算を一括議題といたします。

各会計とも既に内容の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

初めに、一般会計予算について質疑を行います。次に、特別会計予算及び事業会計予算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合は、これを許します。

これより一般会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

1点お聞かせください。本冊60ページ、2目予防費、12節委託料の中の予防接種委託料2,025万2,000円。説明の中に子宮頸がんが入っているようなことを聞いたんですけれども、どのくらいなのか、その勧奨分とかという話もあったんですけれども、何人分で幾らなのかお聞かせください。

○議長（古川 徹君） 1点でよろしいですね。

○10番（善塔道代君） はい。

○議長（古川 徹君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） それでは、お答えさせていただきます。

子宮頸がんのワクチンの接種につきましては、対象者については小学6年生から高校1年生までの女子児童・生徒であり、平成25年4月に定期接種として実施され、同年6月には副反応の発生頻度から、適切な情報提供ができるまで積極的勧奨をすべきではないとされておりました。

令和3年11月に、厚生労働省よりワクチンの安全性について特段の懸念が認められないこと、ワクチンの有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められ、令和4年4月より積極的な勧奨の再開の通知を受けたところでございます。

町といたしましては、令和4年度より全額公費でのワクチン接種を再開すべく、予防費の12節、予防接種委託料で子宮頸がんワクチン接種を盛り込み実施するものでございます。予算規模に関しましては、1回接種に1万6,860円であり、300回分を、520万9,740円を予定しております。国による交付税措置の対応が取られるとのことでございます。なお、接種人数が予算を超えた場合には補正にて対応していくよう考えております。

来年度から、標準的接種年齢を中学1年生といたしますが、接種対象年齢の高校1年生まで個別通知を予定しております。また、キャッチアップの対象の平成9年生まれから平成25年生まれの対象者に対しても、来年度個別通知を行い、積極的勧奨を行うこととしております。したがって、対象年齢者及びキャッチアップ対象年齢者の対象者全てに、来年度案内通知をする予定でございます。

対象者に対しましては、個別に案内を送付することによりまして、ワクチンの安全性、有効性を、丁寧かつ確実に情報提供を実施してまいりたいと考えております。ほかのがんと比べまして、発症する年齢が若く、性交経験により感染することから、早めの接種を推奨してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。

まず、1回1万6,860円で300回分ということですよ。1人3回やりますよね。それを含めていいんでしょうかね。1人1回打って、何か月後に1回やって、半年後に1回ってあるじゃないですか、1人3回になりますよね。だから、人数で行くよりもその数でやっているということになるんでしょうか。

それと、キャッチアップ分、先ほど課長答弁いただいて、私が一般質問したときに、何か分割してというようなこともあったんですけども、今回一括で個別通知を出してくださるということですよ。2点お願いします。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鍵田貴賜君。

○健康福祉課長（鍵田貴賜君） お答えさせていただきます。

議員さんが今おっしゃられたとおり、1人3回接種しなくてはならないというように厚生労働省のほうから通知が来ております。300回分といいますと約100名分でございます。ただし、対象者につきましては、キャッチアップ分も含めて700名程度おられるということになっております。

健康福祉課といたしましては、先ほど申し上げたとおり、予算が不足するようであれば、全額国の交付金措置が取られるものですから、補正予算対応をいたしまして、対象者、希望者には全て接種をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。

新型コロナウイルスのワクチン接種のほうでも大変な中ですが、このワクチンも大変大切ですので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

66ページ、5款1項3目14節工事請負費、解体撤去工事、やすらぎの家ということですが、この中で解体に伴って周辺にある樹木等の撤去ですとか移植ですとか、そういうも

のがあれば、木の種類とか、そういうものが分かれば教えてください。

続きまして、同じく解体工事なんですけれども、94ページ、9款4項3目14節、解体撤去工事、これはいわし博物館ということなんですけれども、やはり同じように、この中に樹木の移設ですとか撤去ですか、そういうものがありましたら、種類も分かれば教えていただきたいと思います。

続きまして、これは各課に関連することなんですけれども、委託料について、これ樹木の管理委託料なんですけれども、まず初めに36ページ、2款1項5目12節、樹木管理委託料62万2千円、この中に松の松くい虫の駆除等が含まれているのか、もしもあるのであれば、この管理の中に含まれているのか、その辺教えていただきたいと思います。できれば、松の本数も分かれば、これはこれからの全部質問もそうですけれども、同一のように教えていただきたいと思います。

続いて56ページ、3款2項2目12節、植木手入れ事業委託料、これも同様に松くい虫等が含まれているのか、それと松があるのか、その辺も教えていただきたい。

続きまして72ページ、6款1項3目12節、樹木管理委託料、これについても同様に松くい虫と松があるのか教えていただきたい。

78ページ、7款4項2目12節、植木手入れ事業、これも同様に教えていただきたいと思います。

続きまして85ページ、教育費、2項小学校費、1目の12節、樹木管理委託料、教育委員会につきましては、松くい虫防除委託料というのが別個に計上されておりますので、今管理されている本数が、一応聞いておりますけれども、改めて松の本数を教えていただきたい。

続きまして88ページ、やはり中学校ですね、これも樹木の管理費について、松が管理されているのか。

それと91ページ、9款4項1目12節、樹木管理委託料、この中にやはり松と松くい虫の駆除をされているのか。

続きまして93ページ、2目12節、同じく樹木の管理、同じように松くい虫の防除等があるのか、また、松があるのかないのかも教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（古川 徹君） 答弁を求めます。

産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） 私からは本冊66ページ、5款1項3目農業振興費、14節工事

請負費、やすらぎの家の解体工事の中の木の種類ということで、まずはお答えさせていただきます。

やすらぎの家の周辺にある樹木、マキですとか、ツバキだとか、あと雑木類、そういった木の種類となります。これを全て撤去することを想定しておるものでございます。この中には、議員おっしゃっている松は含まれていないのかなと考えております。

それと、本冊72ページ、6款1項3目観光費の樹木管理委託料の中に、松くい虫防除とか、松があるのかとの御質問でございますが、この中ではふるさと自然公園内のココスヤシの冬季保護の委託料を計上しております、この委託料の中には松くい虫ですとか、松に関しての管理は含まれてありません。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） それでは、私のほうからは、まず初めにいわし博物館の撤去のほうで樹木ということで、今現在設計の中には、松3本とフェニックスのほうで設計の段階では予定されております。

それから、85ページの小学校の樹木管理の件ですが、こちら詳しく申し上げますと、小学校のほうは松の本数、豊海小学校が10本、片貝小学校が48本、九十九里小学校につきましては7本、九十九里中学校4本となっております。失礼しました、小学校費のほうですので、九十九里小学校で7本ということになります。続いて88ページの中学校につきましては、先ほど申したとおり4本でございます。小学校・中学校につきましては、松くい防除ということで予算化をしておるところです。

それから、91ページの樹木管理でございますが、こちらは伊能忠敬記念公園の樹木管理になります。こちらについての松の本数につきましては1本でございます。こちらにつきましては松くいのほうは行っていないのが現状でございます。

続いて、93ページにつきましては公民館周りの樹木管理になります。こちらにつきましては、松につきましては6本でございます。こちら松くい防除のほうの作業は行っていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） それでは、私のほうからは、36ページでございます樹木管理委託料について御説明をさせていただきます。

ここの総務費で経理しております松は、役場の正面のロータリーを含めまして11本の松、これを管理してございます。これらにつきましては、平成30年度に松くい虫の薬液を注入しております、カタログ上では効果が6年とされていることから、令和6年度を一応の目安として薬液を再度注入する予定ではございますが、例年、冬場に事業者が剪定業務を行っていただいておりますので、その事業者とも相談をしながら定期的に注入してまいる考えでございます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 社会福祉課長、羽斗伸一君。

○社会福祉課長（羽斗伸一君） 私のほうからは、56ページ、3款2項2目の12節、植木手入れ事業委託料について御説明申し上げます。

この委託料につきましては、こども園の植木の手入れに関するものでございます。両こども園とも松はございません。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） まちづくり課長、山口義則君。

○まちづくり課長（山口義則君） 私のほうからは、78ページ、7款4項2目12節の植木手入れ事業委託料77万円について御説明させていただきます。

こちら、真亀川総合公園学遊館周りの樹木の手入れとなっております。こちらのほうにも松の植樹はされておられませんので、その経費については見込んでおりません。

以上です。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

まず解体のほうなんですけれども、撤去があるということで、これは処分されるというような計画のようなんですけれども、植栽等について考えられないのか。実際に国のほうでは、森林環境整備推進ということでもってお金が出ていますけれども、やはり解体のということで生きているものをむやみに処分するということはどうなのかなと思います。その辺の回答をお願いしたいと思います。

それと、各課に聞かれた植木の手入れ等樹木の管理ということで、教育委員会のほうは松くい虫の防除については別個に計上されておりますけれども、ほかの課では松があるけれども計上されていないものもあるということで、同じような松くい虫に関して5年とか6年とか、先日の話ですと5年という話も聞いていますし、企画のほうでは6年とって、これ物

が違うから有効年数が違うのか分かりませんが、同一の管理をするためにも、そういう項目を設けてやっていくべきではないかというふうに思っているのですけれども。

小学校でもって平成26年までは松くい虫にやられたものを全部伐採されたというそのときに、それに代わって植栽がされないのかという質問をしたんですけれども、その後ほかのところでもって予算計上を見てみますと、それに代わるものの植栽というものは行われておりません。その辺について、これからどのようにお考えになっているのか教えていただきたいのと、公園についても、松が一本もないような場所があるということですので、ちょっとどうかなと思っております。

まず、管理の方法として予算を別個にしたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、それについてお答えいただきたいのと、管理の方法、5年なのか6年なのか、その辺についてもはっきりしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（古川 徹君） 産業振興課長、南部雄一君。

○産業振興課長（南部雄一君） やすらぎの家解体の中の樹木についてですが、今回の計画の中では、全て撤去、処分ということで計画しておるものでございまして、新たに植栽等考えられないのかというようなことですが、今の計画の中では、植栽は予定しておるものではございません。

それと、樹木管理の中で、私どもが今行っていた樹木管理は、先ほど答弁したとおりコスヤシの冬季保護分40本で、そのほかに松に関してはどうなのかということでございますが、自然公園、県が公園を造って指定管理で本町が管理をしている観点もございまして、松くい虫防除等については管理元と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） それでは、私のほうからは、樹木管理なのか松くい虫防除なのか、この予算書の説明欄についてお答えをさせていただきたいと思っております。

初めに、学校の樹木管理につきましては、従前は予算化してございまして、自前で管理していたことから、松くい虫防除委託料を改めて予算化したものでございます。また、学校の松につきましては以前は100本以上ございまして、加えて薬剤の効果も短く、年間100万円以上の予算を措置していたと。こういったことから、分かりやすく説明するために項目を分けて予算を整理したものと考えてございます。

一方で、役場の敷地内の松でございますが、従前から冬場に剪定業務を委託してござい

て、その業務の一環として松くい虫の防除剤を投薬したと。業務委託に含めたものでございまして、性質的には樹木管理が主でございますので、予算上は松くい虫防除も含めて樹木管理委託料としてございます。予算書のこの説明欄については法的な定めがございません。見やすくということでございますので、内部で検討をさせていただきたいと考えております。

それから、効果についてでございますが、先ほど私が申し上げたのは、あくまでカタログ値でございます。委託事業者と協議の上、定期的に薬剤の投薬をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） それでは、私のほうからは公民館解体に伴います樹木について、まずお答えさせていただきます。

設計上、先ほど申したとおり撤去の対象となっておりますけれども、この設計内で残すことは可能だとは思っております。ただこれを移植までするという事は、ちょっと今の段階では設計上できるかどうか、その辺早急に確認をしなければいけないところでありますので、今現在言えることは、残すことは可能ですので早急に考えていきたいと思っております。

それから、伐採した後の植樹ということでございますが、浅岡議員おっしゃるとおり、平成二十五、六年頃、大分松のほうが減っているのは私のほうでも確認が取れております。それにつきまして植樹ということになりますと、学校側の意見等も聞きながら、今後伐採等が出てくるようであれば、そういった意見を取り入れながら予算化していきたいというふうに考えております。御理解をお願いします。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

町長にお伺いしたいんですけれども、町の木は何でしょうか。

○議長（古川 徹君） 町長、大矢吉明君。

○町長（大矢吉明君） ただいまの浅岡議員の質問にお答えいたします。

町の指定されている木は、黒松でございます。

○議長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

ありがとうございます。

町の木は、松、黒松ということになっております。昔は、松林等たくさん身近にあって、

それで黒松にしたのではないかと思いますけれども、今現状見てみますと、町なかには松というものがほとんどないような状態であります。最低限でも、やはり公官庁、町行政の施設、特に教育の場ですね。こども園には一本も松がないということでもありますけれども、幼稚園のときには、松くい虫等の防除をやっていたということは、当時松があったということで、また、幼稚園・保育園解体されて更地にした際に、今回の設計のように樹木に対しても全て処分して移植をしないというようなことでもあります。

今現在SDGsに基づいてやれば、そのような考えにはならないと思いますので、できれば早急に黒松を身近な場所に植えていただいて、情操教育に役立てていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田です。

2点ほどお伺いいたします。

1点目については、本冊81ページ、款8消防費、1項消防費、3目消防施設費、節14工事請負費2,000万円について、内容について説明をお願いいたします。

2点目に、本冊94ページ、9款教育費、4項社会教育費、3目博物館費、14節工事請負費7,051万円について、内容について説明を求めます。

以上。

○議長（古川 徹君） 答弁を求めます。

総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、私のほうからは、8款の14節工事請負費、防火水槽改修工事ということですが、内容につきましては、地区では北ノ下地区になります。3分団1部消防機庫前にあります防火水槽、既存の防火水槽ですが、それを撤去し、そこへ新たに40tの耐震型地下式水槽を設置するものでございます。その費用として計上しているものでございます。

以上です。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） それでは、私のほうからは9款の教育費、94ページの解体撤去工事につきまして御回答させていただきます。

こちらにつきましては、今閉館中でありましていわし博物館の解体工事になります。解体後更地にいたしまして、解体後は砕石を敷きましてという工事になっております。跡地利用につきましては、今のところはまだ決まっていない段階です。

以上です。

○議長（古川 徹君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 体調はあまり芳しくなくて声がちょっと出にくいんですけれども、聞きづらい点をお許しいただきたいと思います。

防火水槽改修工事、改修工事のこの2,000万円の内容について、今課長答弁あったんですけども、改修した後に40tの地中の管を入れると。先般、常任委員会で説明があったので聞いていたんですけども、今まで防火水槽を撤去した跡に地下式のタンクを埋設して行うということは例がないと思うんですけども、今回に限ってなぜそういう地下式のタンクを設置するのか。

この防火水槽の改修工事の発端は、隣接する民家、住民の生活道路が防火水槽と重なっていると、境界が重なっているということで撤去するという理由だったんですけども、防火水槽を造るときに、あの土地は町有地かな民地かな、必ずものを造るときには境界査定をしてから施工すると思うんですけども、生活道路は土地の幅員あるいは土地の所有、そういうものは存在しないと私は思っているんですけども、そういうものを確認した後に撤去になったのか。

また、撤去した後に地下式の水槽というかタンクを設置すると。先般の説明の中では、今朝もあったけれども、夕べなんだけれども、地震あるいは災害時において、インフラで水の確保ができると。地下式の水槽タンクには生活用水なのか飲料水を入れておくのか。

いわし博物館、今まで爆発事故後、議会でも何度もいわし博物館はどのようにするんだということをお願いしていたんですけども、当時は、解体撤去する予算がない、お金がない、財源がないので当分はそのままだと。

先般、常任委員会の予算説明の中で保険が下りているだろうよと、その保険があったにもかかわらず予算がないから撤去はできませんと、何か計画があれば撤去しますと。それを15年来やっていた。何でここに来て更地にして使用するために撤去すると、この点についてどうなの。

○議長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、防火水槽の件でお答えをさせていただきます。

防火水槽が俗に言う赤道上に設置されていて、なぜその場所に設置されていたかというところがございますが、既存の防火水槽については昭和初期の設立というか、建立されたものであって、その当時どのように境界査定がされて、どのような区民の方々から理解を得られて、そこへ設置したかというのは、そこまで明確にはお答えできないと思います。

今まで防火水槽を撤去してきて、なぜここで40 tの防火水槽かというところがございますけれども、今まで町のほうで防火水槽を撤去した経緯は、あくまでも個人所有の土地に、昔ながらの区の付き合いで、そこへ防火水槽を設置してくれというところで、先代の方々が許可をし防火水槽を設置されてきたと。

しかしながら、年数がたち、代が替わって、その土地を利用したいんだという申出があって、個人の所有地ですので、そこについては町のほうで撤去をしてきたということで、個人所有のところにもまた新たに地下式は設置できませんので、そういったところで設置はしてこなかったということがございます。

40 tの防火水槽でございますが、常任委員会でも説明をさせていただきました。昨夜も地震がありましたが、地震の際に水道管、断水してしまいますと消火作業等に苦慮しますので、その辺も考慮しながら40 tの防火水槽を設置しております。

町内において公設で40 tの防火水槽を設置するのは今回で3基目となりますので、その辺も考慮しながら、今後、場所によってはそういったことも対応していかなければいけないなと思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） それでは、いわし博物館の解体につきまして御回答させていただきます。

細田議員おっしゃるとおり、今までの経緯あるとは思いますが。しかし、今回財政協議の中で解体ができるという予算組みができるということでのことですので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（古川 徹君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田です。

消防、防火水槽、ちょっと私には理解できないけれども、先般もあつたんだけれども、インフラ、要は震災、災害等で、今課長答弁にもあつたけれども、上水が断水したと、そのために。それだったら九十九里町のほぼ中心である3の1、北ノ下地区、あるいは作田納屋、作田方面、あるいは栗生か藤下、細屋敷、あるいは真亀とか西野とか、そういったところに

もそういったものを設置するような方向性を持たなければ、偶然か現実かで防火水槽の撤去は始まったので、その跡地に地下式の水槽、タンクを入れると。それは防災、災害に対する、インフラに対する対応を兼ねていると。

私の言いたいことは、九十九里は災害、一番大きな災害は多分津波だと思うの。そういった防災対策も念頭にいきながら、消防施設を充実させることは誠にいいことだと思うんだけど、先般もあった自主防災組織、自主防災組織がなかなか増えないと、補助金も250万円から150万円に減っている、減らしたとか、減額されている。

消防団の維持管理するために団員数は少ないから、総務省の指針じゃないけれども、条例を改正し、消防団員の手当等も増額したと。それはそれで誠に前向きな対応だと思うんだけど、消防団を維持するのに団員がいない、しかしながら施設は造っていくと。団員がいないのに施設造ったって維持管理できないでしょう。

そういった総合的なあれで消防団の機構改革等に取り組んでくれとお願いしてあったんだけど、いまだそれは、そちらのほうについてはまだ考え方はできていないと。

課長、先般もあったけれども、この防火水槽改修、消防には、消防運営審議会かな、消防審議会かな、そういう組織があるんだけど、そういう審議会にこういうものを諮ったのかどうか。先般でこの後に諮るとかって、その点についてもう一度確認したいんで。

いわし博物館の撤去費用、撤去工事、予算ができたから安易に撤去する。今までは計画は何もないので撤去できませんよとって、急遽何でここで撤去のあれが出てくるのか。あれ撤去したって、今あったように更地にし、最低限駐車場ぐらいしか使用できないでしょう。それなのに7,000万円もかけて、今に撤去する、お金ができたから。ちょっと考え方は安易だと思うんだけど、その点どうですか。

○議 長（古川 徹君） 3回目ですけれども、これでよろしいですか。

○11番（細田一男君） はい。

○議 長（古川 徹君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、防火水槽の件でございますが、防火水槽、地下式防火水槽、これはあくまで飲料用じゃありませんので、災害時の消火活動用の防火水槽でございます。

現在、建てようとしているところ、住宅密集地であります。本町においては年間平均風速4m以上という地域になっておりますので、一つの消防水利から半径120m以内に消防水利が必要となる地域、全域でございますので、その辺も考慮し、住宅密集地であるというところ

ろも考えながら40 tの防火水槽を設置するものでありますので、御理解をいただきたいと思
います。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） それではお答えさせていただきます。

解体工事につきましてでございますが、今まで教育委員会といたしましても、撤去等は全
く考えていなかったわけではなく、考えてはおったわけですが、先ほどの繰り返しになりま
すが、その中で、財政協議の中で今回解体がいけるという結論に達したことによる予算化で
ございますので、爆発からもう何十年もそのままというのも、やはりこのままにしておいて
はいけないものだというふうに思っておりますので、今回予算化をさせていただきました。

以上です。

○議 長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

ただいまの94ページの博物館費、解体撤去工事について、私、説明を聞き漏らしたかもし
れないので少しお聞きしたいと思いますけれども、もちろん解体工事については、今まで維
持費が大変かかっていたことと、公共施設きちんと維持管理していただきたいということで
お願いしておりますので、解体工事についてはぜひしっかり行っていただきたいというふう
に思っております。

その中で、現在置かれている文書保管倉庫としてお使いになっていると思うんですけれど
も、この文書保管の場所、そのための倉庫の新設とか、そういうことは考えられているのか。

それから、以前に千葉に預かっていてもらっているというようなものがあつたと思うので
すが、こういったものはどうなっていくのでしょうか。

○議 長（古川 徹君） 1点でいいですか。

○8番（荒木かすみ君） はい。

○議 長（古川 徹君） 教育委員会事務局長、木原隆行君。

○教育委員会事務局長（木原隆行君） それではお答えさせていただきます。

まず、千葉県の方に預けておりましたものにつきましては、今年度一旦町のほうに全て
引き揚げました。それにつきましては、県のほうからの要望がありまして、一旦引き取っ
てくれということでしたので、そちらのほうは今引き取って、九十九里中学校なんです

ちらのほうに保管させていただいております。

今後ということですが、今現在ではそういった倉庫だとかという計画はまだ立っておらないのですが、いずれにしましても、このまま学校のほうにとというのはいかがなものかと思っておりますので、早急にそういった計画も含めて考えていきたいと思っております。

○議 長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議 長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計予算の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は10時45分です。

（午前10時29分）

○議 長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時43分）

○議 長（古川 徹君） 次に、特別会計予算及び事業会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 谷川です。

私は、第5号議案の後期高齢者医療特別会計予算、あと第6号議案の介護保険、それから第7号議案の令和4年九十九里町病院事業特別会計予算、この3議案について質問をいたします。最初に全部質問事項を言って、次は再質問、再々質問に関しては1つずつ片づけていきますので、よろしく願いいたします。

後期高齢者特別会計予算で、これは後期高齢者の医療費窓口負担が2015年の8月から2割負担になって、また3割負担にと上がっていると思うんですけども、これは高齢者にとって大変な負担で、受診抑制の心配があると私は思っています。そこで、対象者は何人ぐらい、また、後期高齢者の広域連合の資料を見ると、令和4年、5年の保険料率が変わらないけれども、賦課限度額が64万円から66万円に引き上げられますが、九十九里町の対象者の人数はどのくらいなのか、お答えいただきたいと思っております。

それから、議案第6号の介護保険特別会計予算、ページ8、款1目1、65歳以上の第1号保険者の保険料が1,453万円の増となっていて、滞納者繰越し分の保険料を見ると254万円になっています。実際の滞納者数はどのくらいなのか、お答えください。

14ページの款2目1、それで保険給付なんですけれども、給付ではどうなのかと見ると、給付費全体が14億4,400万円で、これ多分説明だと介護度1から5の人だと思うんですけれども、1億5,800万円が増加になっているうち1億3,800万円がこの給付費の増加になっていますけれども、給付費の内容について分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

それから、議案第7号の令和4年九十九里病院事業特別会計予算で、今回電子カルテ5億円のが11億、2億8,000万円九十九里町分担、そしてこういった状況になっていますけれども、8ページ、9ページの款4整備事業積立金、利息72万5,000円、そして12億から9億円の貸付け、メディカルセンターに貸付けしてあると。現在現金として3億円だと。今後、この建設資金返済と、また医療機器を調べると44機器があるようですけれども、この更新の計画はどのようになっているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（古川 徹君） 答弁を求めます。

住民課長、鵜澤康子君。

○住民課長（鵜澤康子君） ただいまの谷川議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

私からは、後期高齢者医療の2割負担の対象者が何人になるのかと、限度額引上げに伴い、その対象者が何人になるのかというところの御質問でございます。

令和4年10月から医療費負担が2割となる対象者につきましては、課税所得が28万円以上、かつ、年金収入とその他の合計所得金額が200万円以上の方が対象となります。

この2割負担となる方の判断につきましては、現在令和3年中の所得の申告期間中であり、合計所得金額に係る情報がそろっていないため、正確な人数についてはお答えすることはできませんが、国においては、被保険者全体の約2割が該当すると試算しておりますので、これを九十九里町に置き換えますと、被保険者数約3,000人に対し、約600人が該当するものと見込んでおります。

また、限度額が64万円から2万円アップの66万円に変更となる改定となるわけですが、この上限額の対象となる方につきましては、所得金額が734万円以上で、年金収入の場合972万円以上の方が対象となっておりますので、こちらも全体としては7%というところで、九十九里においては210人程度が該当するものと見込んでおります。

以上です。

○議長（古川 徹君） まず、答弁を受けてください。

健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） それでは、私のほうから介護保険の8ページでございます、過年度分保険料について御説明させていただきます。

議員の御質問にありました滞納者数につきましては、約300名程度いらっしゃいます。そのうち200名が、65歳になってから年金特徴までの間に普通に納付される方が、納付期間をちょっと過ぎてしまいまして滞納者扱いとなっている方ですので、実質滞納者数は100名程度いらっしゃるというように考えております。

それから、介護保険の14ページ、保険給付費の伸びの関係なんですが、要介護度の判定のお持ちの方は、要介護・要支援者認定の状況を予算編成時と現在で比較いたしますと、要支援者が23名増加、要介護者は17名の増加、全体といたしまして6名増加しております。

また、近隣に特別養護老人ホームが開設されておりますので、在宅志向の高かった本町の方々も施設へ入所される方が増加傾向にあり、施設に1人入所されますと、月に30万円近くの介護保険の支出となります。今後も東金市に施設が新たに開設される予定ですので、給付費の増加傾向は続くものと考えておるところでございます。

次に、病院特別会計の8ページ、メディカルセンターの医療機器の整備計画はという御質問ですが、メディカルセンターのほうでは、今現在、医療機器の整備計画は作成しておりません。設立団体といたしまして、それがなく今後の計画が立てられないということを申しつけてまして、早期に整備計画を作成するようメディカルに指導したところでございます。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

そうすると、計算上では600人の該当の方が窓口2割負担になってしまうということではないのでしょうか。そうするとそこでいろいろ、先ほど言った200万円の年金、収入のある人が該当で、これが2割負担になっちゃうと、住民はなかなかかかるといことが大変になると思うんです。薬代もかかったりなんかということ。

今コロナ禍の中で、それじゃなくても受診抑制が起きていると思うので、これもう少し何か町として後期高齢者の支援や何かということは、広域連合でやっているの難しいとは思いますが、そういった何か支援策というのはあるのでしょうか。

○議長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） 支援策というところでお答えさせていただきます。

今回の法改正に当たっては、施行から3年間は、外来での月の負担額を最大で3,000円にとどめるという緩和策が取られております。ですので、こちらを優遇させていただくのと、保険料につきましては軽減額が国保と同様に設定されておまして、7割、5割、2割の軽減措置が取られておりますので、こちらを利用していただき、町としても支援していきたいと考えております。

以上です。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 谷川です。

広域でやっているということで大変難しいということは分かるのですが、2割負担ということは、200万、年収の人が2割負担になるということは大変負担だと思うし、その時限、月に3,000円ですよ、確か。最高3,000円だと思いますけれども、それにしても住民に、高齢者にとっては負担になるので、その町として何かしらの支援策を求めたいと思います。

介護保険に再質問をさせていただきます。

65歳以上の第1号被保険者の保険料がそれだけ上がっているということ、それだけやっぱり高齢者に負担がかかっているということだと思うのです。その滞納も300人、滞納者が300人ということなんですけれども、それは実際に滞納していらっしゃる方の数ではないということですかね。

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） 先ほど答弁させていただきましたが、実質的に滞納者という人数でいきますと300名おられます。ただし、先ほども御説明いたしましたが、年金特徴までに移行する期間、その分につきましては納付書で納めていただきます。その納付書の納め忘れも含めまして300名おられますので、総勢で300名ということでございます。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） そうすると、移行者がどのくらいというのは分からない。300人って随分数が多いなって私は思っているんです。というのは、年間18万、普通徴収ですよ、される方がどのくらいいるかという、それも移行徴収の方も含めて300人だと思うんですけども、ただ年金が年間18万以下の人は普通徴収になっていると思うので、そういう人たち

がどのくらいいるかという数が分かれば。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） その数につきましては、今手元に資料がございませんので、後ほど御回答させていただければと思います。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 保険給付費が1億3,800万円の増になっているということを先ほどお伺いしたんですけれども、言ったんですけれども、給付費全体で約14億4,400万円、やっぱり給付がそれだけ伸びているということは、各個人個人の1割負担、2割負担の給付の負担も、住民の負担も、当然上がっていると思うんですけれども、どうなのでしょうかね。

○議長（古川 徹君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） お答えさせていただきます。

介護保険制度では、自己負担割が1割、2割、3割負担というように負担割合が決まっております。その所得に応じての負担割合が決まっておりますので、個人の負担が増えるということではなく、利用した方がその1割負担、2割負担、3割負担をしていただくという制度ですので、御理解をお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 谷川です。

いや、給付がそれだけ伸びている、給付費が伸びているということは、それだけ利用者が増えているということじゃないですか。そうすると、結局負担が、利用者にとって1割負担なり、2割負担が大変だと、今度国では2割負担にしようとしていると。そういった状況の中で、1割負担の人がそれだけ使う、給付が増えたということは、1割負担で使っている人でもそれだけ増えたということになるのではないですかということをお伺いしたんです。

だから、あとこの部分に関しては、1割負担、9割は公的な負担でやっていただいているんですけれども、だから給付がそれだけ伸びたということは、住民がそれだけ利用せざるを得ない状態になっているということの認識はあるんですかということをお伺いしています。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） 給付が伸びた原因は、私のほうといたしましては、初めに御説明させていただきましたが、町内の方々が在宅志向が高かったところ、近隣に施設のほうが開設され、先ほども申し上げましたが、東金市のほうにまた新たな施設が開設されるとい

うことで、施設の利用者が増えるということで給付の増を見込んでおるところでございます。

本町の待機者、施設へ入りたいんですけどもお待ちになっている方なんですけど、平成28年時点では61名の方が施設待機者としてございました。令和3年度末におかれましては、22名の方が待機をなされていると、多くの方が待機を解消されて施設のほうへ入所されているということから、給付費の伸びを見込んでおるところでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） そうすると、この給付費の中に、確かに施設が増えれば、当然利用者も増えるということは分かるんですけども、これの施設が増えたからこれだけの、1億何千万円が増えたのか、あるいは給付が増えて1億円以上の増えたのかということの、そういう回答があればそういった回答がいただきたいんです。

○議長（古川 徹君） 谷川議員、もう3回過ぎていきますので質問変えてください。

○13番（谷川優子君） 結構です。

○議長（古川 徹君） 病院の件で、いいですか。病院の件。

○13番（谷川優子君） 病院、やります。すみません。

病院のほうは、結局、今後貸し付けてある、もう今現金として3億円の現金だということ、今後病院運営に対して、県からの建設資金はもう来ないわけですよ。今後の建設資金に対しての返済だとか、そういった計画は町としてどのように考えているのか。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鍵田貴賜君。

○健康福祉課長（鍵田貴賜君） お答えさせていただきます。

県からの整備事業交付金ですが、10年間で71億8,300万円、千葉県より受け入れるもので、開院当初に前倒し交付を受けておりますので、令和5年までの交付金を、今年度、令和3年度をもって全て受入れを終了したというようになります。

今後、令和6年度以降、県の交付金が受けられるのかどうかは、今後、県と打合せをしながら、相談をしながらなっていくと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（古川 徹君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 質問ではないんですけども、県の運営参加、ぜひ強く求めてください。終わります。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

国民健康保険特別会計から1点質問させていただきます。

昨年も質問したんですが、15ページ、5款保健事業費、1目保健活動費の中の7節報償費、記念品、これは健康ポイント事業の記念品というのは伺っております。この記念品に対して、この健康ポイント事業に対しての歳入ですが、県から入ってきていると思うんですよね。

8ページ、県支出金の中の2節特別交付金、ここ2つありまして、保険者努力支援分、また特別調整交付金分とあります。私は前に、保険者努力支援分のほうに入っていると思っていたのですが、1年前質問いたしましたら、当時の課長から特別調整交付金の中に入っているという答弁いただいたのですが、どちらに入っているのか、そして幾ら入ってきているのか、お聞かせください。

○議長（古川 徹君） 答弁を求めます。

住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

健康ポイント事業につきましては、議員のおっしゃるとおり、特別交付金の保険者努力支援分、こちらに入っております。この保険者努力支援分につきましては、取組評価として交付されるものと、事業費に対して交付される、この2点があるんですけれども、健康ポイントにつきましては取組評価に含まれております。

その取組評価の金額につきましては1,009万6,000円、事業費については388万3,000円という内訳になっております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 取組評価が1,009万6,000円入っているんですか。前回3年度は120万円弱しか入っていなかったんですけれども結構入っているんですね。それで、人数的にこの間聞いたときに118名、前回よりも増えています、じゃもう少し取り組んでいただかないとこの金額には合わないということになるんですよね。

27万円の記念品で、これで町少なくともいいんですけれども、すごい金額が入っているので、そのポイント事業だけにこれが入っているのかどうか、多分違うんじゃないかと思うんですけれども、ここ再度聞かせていただきたいと思います。

それと、私がずっと要望していることで、このポイント事業は、国民健康保険者のみだけではなく、町民全体をお願いしたいということで要望しております。健康福祉課のほうでも

健康増進計画を立てているわけですので、健康増進という観点からでも、これは必要なんだと思いますが、そういう面を、金額的にも幾らでもない金額だと思うんですが、このところの答弁をいただきたいと思います。

○議長（古川 徹君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） すみません、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

保険者努力支援の取組評価として1,009万6,000円が入っていると申し上げたところなんですけれども、この取組評価につきましては、特定健診の受診率、がん検診の受診率、ジェネリック等の取組、保険料の収納率等に対して、これを指標化して配分されるもので、具体的に健康ポイントに対して幾らかとなると、現在のところ数字のほうは申し上げることができないんですけれども、全体としては1,009万6,000円になっているというところでございます。

あと、健康ポイントにつきましては、令和元年度から国保が先行して行っており、来年度で4年を迎えるところになっております。引き続き、国民健康保険としましては事業のほうを継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（古川 徹君） 健康福祉課長、鐘田貴賜君。

○健康福祉課長（鐘田貴賜君） それでは、健康福祉課より御答弁させていただきます。

近隣の市町村を確認したところ、まだまだ参加率が非常に低くて、本町で導入するに当たり、どのようにしたらいいかということで健康福祉課では調査研究を行っておるところでございます。もちろん、その制度については将来的に町に導入をいたしまして、活用していくというふうに考えておりますので、今後も引き続き調査研究をしながら、早めに導入できるように検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川 徹君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 住民課のほうのは分かりました。詳しく取組評価教えていただきまして分かりました。

このポイント事業に対しての金額がまだちょっと分からないということですので、後で教えていただきたいと思います。前回120万円弱県から入ってきているということは答弁いただいて、その中で、うちのほうで27万円を計上しているわけですので、そのくらいなのかなと思いますが、詳しいことを後で教えていただきたいと思います。

住民課のほうでは、本当に参加者の少ない人数で、本当に努力をしていただいたと思いま

す。令和2年度参加者は59名、令和3年度118名というように半分、徐々に伸びていただいておりますが、本当にもう少し努力していただけると、この努力分のお金、支援、県からも入ってくると思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

町民全体の関係ですが、近隣市町村とよく言ひますが、町全体の、町の住民さんですので、健康増進って計画立てて、さっきも言ひましたけれども、やはり今歩いている人多いんですよ。だから多分見かけると思ひますが、国民健康保険加入者のみじゃなく、町、町民全員のことを考へていただきたいと思ひますので、国民健康保険は支援分が入ってくるから、これはいいとしてって、じゃあ町全体だと一般会計からやるのかって、そういうところに来ると思ひますけれども、だからってそんな大きな人数、多額な金額ではないと思ひますので、やはりここは平等に、町民平等にやっけていただきたいと思ひますので、よく、早速取り組んでいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

病院会計、8ページお願ひいたします。

1款1項1目一般管理費の派遣の職員の件なんですけれども、今現在、課長クラスが2名出向されるということなんですけれども、この2名の状況をいつまで続けるのか。以前は1名だったんですけれども2名に増えておりますけれども、これをいつまでやる予定なのか、教えていただきたいと思ひます。

○議長（古川 徹君） 以上でよろしいですね。

健康福祉課長、鑓田貴賜君。

○健康福祉課長（鑓田貴賜君） ただいまの御質問について御回答させていただきます。

今九十九里町から2名の職員、課長級1名、副主査級1名、合計2名を派遣のほうを行っております。派遣期間につきましては2年間を予定して派遣を行っておりますのでございます。

また、これをいつまで続けるのかということですが、メディカル法人内の事務部のプロパーが育つまで、不祥事が立て続けにあったもので、設立団体としてこ入れをするということで派遣してございますので、メディカル法人内のプロパーが育つまでということですので、何年度までというような、今のところ期限は設けてございません。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 浅岡です。

ありがとうございます。

令和5年度から、行政のほうは組織改革されるというような計画があるようです。課長も増えるということで、人事的にこの辺、派遣しているとネックになるんじゃないかと思うんですけれども、病院経営の専門コンサルタント、このような人を委託して、事務的なプロパーを育てていただくというような考え方はないのか、教えていただきたいと思います。

○議 長（古川 徹君） 健康福祉課長、鎌田貴賜君。

○健康福祉課長（鎌田貴賜君） 委託につきましては、今現在想定はしておりませんが、毎月行っております設立団体、東金市、九十九里町、それから法人、三者の定例会を開いてございますので、その件につきましても議題にのせながら、検討を諮って相談してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議 長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

以上で特別会計予算及び事業会計予算の質疑を終わります。

これより一般会計予算、特別会計予算及び事業会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 反対からだからいいのね。

○議 長（古川 徹君） 反対からです。

○13番（谷川優子君） 谷川です。

令和4年九十九里町予算について反対討論を行います。

議案第4号、国民健康保険特別会計予算。国保は他の公的医療保険制度の加入者と比べて、国保の加入者は所得が低いのに高い保険料を負担させられています。高過ぎる国保税の問題は、住民の健康と暮らしを守ることや、国民健康保険制度の持続性を確保する上でも、社会の公平・公正という面からも避けて通れない課題となっています。

多子世帯を支援する均等割の廃止を議会でも私は求めてまいりました。均等割とは、戦前

の人頭割を引き継いだもので、納税能力に関係なく全ての国民1人に一定額を課す税金であって、1903年、明治36年に廃止されたものを引き継いだ制度です。ましてや、生まれたばかりで収入もない子供に税金を課すというのは大変理不尽な制度です。しかも、均等割という課税方法は、他の保険制度にはありません。令和4年度国民健康保険特別会計予算の中で未就学児均等の減免がされていますが、減免ではなく子供の均等割の廃止を求めます。

議案第5号、後期高齢者医療特別会計予算。75歳以上医療費窓口2割負担増について反対討論を行います。

現行の1割負担でも医療費の窓口負担が心配で受診控えが起こっています。その結果、重篤な病気や手後れになってしまう例も後を絶たず社会問題となっています。その上、コロナ感染症による受診控えが重なり、二重の意味で受診控えが起こっています。社会全体でいかに高齢者の命と健康を守っていくのかというときに、受診控えに追い打ちをかけるような政策を決めるのは、まさに血も涙もない冷酷な政治と言わざるを得ません。

後期高齢者医療制度を導入したとき45%が国庫負担でした。それを、現在では35%に切り下げております。その分を、減った分を現役世代に肩代わりさせるとともに、高齢者自身の負担に転嫁するなど許せません。撤回を私は求めたいと思います。

議案第6号、介護保険特別会計予算についての反対討論を行います。

介護保険の施設利用をしている低所得者の食費、居住費の負担を軽くする補足給付制度の改悪がありました。月10万円程度の年金収入しかない入所者の負担を、月2万円から4万2,000円に負担増にさせ、上がりました。ショートステイは、年金収入10万円以下の人も含め、1.5倍から2倍に値上げされました。さらに補足給付を受けられる預貯金の基準を厳しくしました。弱者の負担を増やして切り捨てる政治では安心して暮らすことができません。そんな声が聞こえます。

コロナ感染症の中、医療の充実が求められている。こんなときに次から次へと弱者に負担をかける、この今の政治に対して私は大変憤りを感じています。

以上、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（古川 徹君） ほかに討論ありませんか。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

それでは、議案第2号から議案第9号までの九十九里町各会計予算につきまして、賛成の立場で討論いたします。

我が国の経済は、ウィズコロナの下で社会経済活動の再開、継続を図りつつ、安全・安心を確保していくとともに、経済対策を迅速かつ着実に実施し、公的支出による経済の下支えの下、消費の回復や堅調な設備投資に牽引される形で、民需主導の自立的な成長と、成長と分配の好循環の実現に向けて着実に前進していくことで、令和4年度のGDPは過去最高となることを見込まれるとされております。

本町においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一般財源の確保は不透明感がある中において引き続き厳しい状況であることが予想されます。しかしながら、令和4年度はまちづくりの最上位計画に位置づけられている第5次総合計画及び人口減少の克服と、地方創生に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略が2年目となることから、引き続き計画に掲げる目標を着実に達成するためには、議会と行政、さらには町民が一丸となって行政運営に取り組まなければなりません。

このような状況の中、編成された議案第2号の令和4年度一般会計予算は、予算総額57億6,200万円で、対前年度比4.9%、2億7,000万円の増額予算となっております。この増額は、中央公民館空調改修工事や橋りょう補修事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業などによるものとなっております。

歳入については、町税が14億1,232万2,000円と、前年度と比較して5,838万7,000円の増額となっております。臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税は、前年度と比較して1,320万円減の20億6,150万円となっております。また、借金に当たる町債については、臨時財政対策債を除いた建設地方債分が2億7,780万円で、前年度と比較して8,190万円の減額となっております。

歳出について、まちづくりの目標ごとに見てみますと、1つ目の「活力ある産業振興と賑わいのあるまちづくり」では、農業振興として、新たに飼料用米の拡大支援として町単独補助事業の創設と、農業従事者の高齢化や担い手不足などの解決に向けた新規就農者や農業・農村地域の共同活動を支援する施策が盛り込まれております。

水産業振興として、漁業の活性化に向け、新たな地ハマグリの蓄養実験の支援を含めた漁業・遊漁船振興事業に取り組むとしています。

また、観光振興の取組として、新型コロナウイルス感染症の影響により減少している交流人口を呼び戻すため、千葉ロッテマリーンズ主催ゲームに冠共催するとしており、九十九里町の魅力を全国に広くPRしていただくことを期待いたします。

2つ目の「健やかに生き生きと暮らすまちづくり」では、新型コロナウイルスワクチンの

3回目追加接種と、子宮頸がんワクチンの積極的勧奨を再開するがん検診など、各種検診を実施するための経費が計上されております。地域の中核病院である東千葉メディカルセンターは、開院9年目となりますが、コロナ禍にあっても安定した医療が提供できるよう、引き続き看護師養成を支援するとしております。

また、安心して子供を産み育てられる環境づくりに向け、子育てアプリを活用した子育て世代への積極的な情報発信を行うとされており、子育て支援のさらなる充実を期待いたします。

高齢者に対する事業として、高齢者の健康増進と生きがいつくりの場として活用しているスポーツ広場に、新たに休憩場が整備されます。

3つ目の「安全・安心に快適に暮らすまちづくり」では、災害に備える地域づくりとして、災害が多発化、激甚化する中で、消防団員数の減少や負担が増加していることを踏まえ、消防団員の処遇改善を図るため、団員報酬の引上げを実施するとしています。

住民生活に密着した道路や排水路整備、橋りょう補修等のインフラ補修整備に対して、予算の重点的な配分が見られ、令和4年度は細屋敷川に架かる右衛門川橋と八日市場橋の補修事業が計画されております。

公共交通の充実に向けて、引き続きタクシー利用助成事業実証実験を実施し、交通弱者対策としての効果を検証するとされており、また、移住・定住の促進では、人口減少対策として、移住者の住宅購入等への助成事業を引き続き実施するとしています。

自然環境を守る地域づくりとして、脱炭素社会を推進するため、新たに住宅用蓄電池設備の導入等に補助対象が拡充されます。住民、事業者と町が協働して、3R運動を展開する環境整備を促進するとされており、資源を有効的に繰り返して使う社会の実現を切望します。

4つ目の「生きる力と豊かな心を育むまちづくり」では、GIGAスクール構想に基づき整備したICT環境を生かし、子供たち一人一人の個性に合わせた教育と創造性を育む教育に取り組むとしております。くじゅうくりみらいリーダー育成事業を展開し、千葉工業大学のロボットやAI技術に触れながら、児童・生徒の体験学習の推進に努めるとしております。また、九十九里小学校のエレベーターや九十九里中学校の防火シャッターを改修し、教育環境の向上を図るとされており。

さらに九十九里の海を生かしたサーフィン教室や、東金・九十九里波乗りハーフマラソンを開催し、多様な学習機会の充実を図るとともに、スポーツによる交流を促進するとしております。

5つ目の「ともに生きるつながりのまちづくり」では、人権の尊重や男女共同参画に係る施策を展開するとともに、より効果的な行財政運営を図りながら、様々な媒体を活用した町民との情報共有等により、分かりやすい町政を推進するとしております。

以上、一般会計は町民福祉の向上のため、限られた財源の中で最大限の効果が上がるよう、細部にまで配分された予算となっております。

議案第3号、給食事業特別会計では、子供たちの健やかな成長のため、安全・安心な学校給食の提供に努めるとしております。引き続き、食の安全確保を徹底していただき、適切な栄養の摂取による児童・生徒の健康の保持・増進を図る給食の提供をお願いいたします。

議案第4号、国民健康保険特別会計では、県が財政運営の責任主体となる広域化に対応した予算編成であるとしております。町民が安心して医療を受けられるよう、医療の適正化や保険税収納対策の徹底に努めるようお願いいたします。

議案第5号、後期高齢者医療特別会計においては、高齢化が進む中、高齢者が安心して医療を受けられるとともに、持続可能な制度として安定的に運用できるように最大限の努力をお願いいたします。

議案第6号、介護保険特別会計では、本町の高齢化率は40%を超え、今後も増加が見込まれます。第8期介護保険事業計画に基づき、地域での支え合いや見守り体制を充実させながら、適正な事業運営を図るようお願いいたします。

議案第7号、病院事業特別会計においては、東千葉メディカルセンターが開院9年目を迎え、高度で安全な医療を提供しながら、地域の中核病院としての使命を果たすとともに、健全な経営基盤の確立と業務運営の改善を着実に進めるよう強く望みます。

議案第8号、農業集落排水事業会計においては、供用している3地区の施設の適正な維持管理と新規加入を促進し、事業の計画的な経営基盤の強化や、財政マネジメントの向上に取り組み、水環境の保全に努めるようお願いいたします。

議案第9号、ガス事業会計においては、ガス事業の目的である、安価で安定したガスの供給とガス施設の保全が図られるよう、最善の努力をお願いいたします。

以上、議案第3号から9号までの特別会計・企業会計においても、その目的に沿った予算編成がなされております。よって、議案第2号から9号までの新年度予算については、限りある財源を有効に活用し、町民が求めているサービスを提供するために、創意工夫された予算であると評価し賛成いたします。

令和4年度は、これら新年度予算に計画した事業とともに、少子高齢化、人口減少による

過疎対策など、深刻な課題への対応が山積する中、新型コロナウイルス感染症の終息も、今なお見込めない状況です。しかしながら、この難局を乗り越え、町民ニーズに的確に対応しながら、いつまでも安心して暮らせる九十九里町を構築しなければなりません。

そのためには、町長が進める九十九里浜を最大限活用した交流人口の増大、地域の宝である子供たちの教育環境の充実、本町に住み続けたいと思う町民を大切にすることの3つの施策について、町長のリーダーシップの下、全力で取り組んでいただくことを切に願います。

なお、予算の執行に際しては、効率的な執行を徹底しながら、経費の節減に努めていただくことを、併せてお願いいたします。

最後に、新年度予算を審査するに当たり、資料提供や質疑に真摯に対応してくださった職員の皆様に御礼を申し上げますとともに、議員各位の新年度予算案に対する御賛同をお願いし、賛成の討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議 長（古川 徹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は午後1時です。

（午前11時33分）

○議 長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時56分）

○議 長（古川 徹君） これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第2号の採決をいたします。

議案第2号 令和4年度九十九里町一般会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議 長（古川 徹君） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の採決をいたします。

議案第3号 令和4年度九十九里町給食事業特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の採決をいたします。

議案第4号 令和4年度九十九里町国民健康保険特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(古川 徹君) 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の採決をいたします。

議案第5号 令和4年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(古川 徹君) 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の採決をいたします。

議案第6号 令和4年度九十九里町介護保険特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(古川 徹君) 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の採決をいたします。

議案第7号 令和4年度九十九里町病院事業特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(古川 徹君) 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の採決をいたします。

議案第8号 令和4年度九十九里町農業集落排水事業会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号の採決をいたします。

議案第9号 令和4年度九十九里町ガス事業会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後 零時59分)

○議長(古川 徹君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時59分)

◎日程の追加

○議長(古川 徹君) ただいま町長、大矢吉明君より、議案第33号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 契約の締結について及び議案第35号 変更契約の締結についてが提出されました。

議案を配付いたします。

(議案配付)

○議長(古川 徹君) 配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。

議案第33号、議案第34号及び議案第35号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2及び追加日程第3として議題にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第33号、議案第34号及び議案第35号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2及び追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第33号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(古川 徹君) 追加日程第1、議案第33号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第33号について提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠崎英行君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番(谷川優子君) この職員の育児休暇、これは男性職員も対象なんですよ。今までそういった事例というか、そういったのはどのくらいあるのか、教えてください。

○議長(古川 徹君) 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長(篠崎英行君) 男性職員の育児休暇の取得については、現在のところまだありません。

以上です。

○議長(古川 徹君) 13番、谷川優子君。

○13番(谷川優子君) やはり男性も育児休暇、男性職員も取れるような環境って必要だと思うんですけども、取れないのか取らないのか、どちらなのでしょう。

○議長(古川 徹君) 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長(篠崎英行君) 男性職員、常勤職員というところで、今回この改正の中で加えているように、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を加えるところ、今回改正を図っています。

取得につきましては、個人おのこの考え方もありますので、その辺において取得していくということになります。よろしくをお願いします。

○議 長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（古川 徹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第33号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（古川 徹君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第34号 契約の締結について

○議 長（古川 徹君） 追加日程第2、議案第34号 契約の締結についてを議題といたします。

議案第34号について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議 長（古川 徹君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田です。

入札について、一般競争入札3者が応札したと。その3者の応札の金額が示せますか、示せませんか。

○議 長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 税抜きで申し上げます。

まず、落札業者でございます株式会社小松土建が1億7,650万円、浅岡建設株式会社1億7,800万円、川久設備工業株式会社1億7,900万円でございます。

○議 長（古川 徹君） よろしいですか。

11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田です。

ほかの2者が1億7,800万円、1億7,900万円……で、落札者は1億9,400万円。

○議 長（古川 徹君） 税抜きですから。

○11番（細田一男君） 税抜きということか。税抜きだけれども、随分ぴったりぴったりの応札だね。100万円ずつ100万円ずつ。

偶然かもしれないけれども、いつもそうなんだけれども、競争入札でいながらこのような応札があるんだけれども、入札だからね、ぴったりでもしようがないかなとは思うんだけど、あまりにもその金額が近づき過ぎじゃないですか。

1億7,800万円、1億7,900万円、これで税金掛けると10%かな。消費税、1億7,000万円だと1,700万円。入札だから致し方ないと思うんだけど。

○議 長（古川 徹君） 税込み金額ですから。

○11番（細田一男君） 税込みじゃなくて100万円って。

○議 長（古川 徹君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時12分）

○議 長（古川 徹君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時12分）

○議 長（古川 徹君） 企画財政課長、作田延保君。

○企画財政課長（作田延保君） 応札された金額については各者が積算したものでございますので、特に疑問等は考えてございません。

以上でございます。

○議 長（古川 徹君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第34号 契約の締結についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(古川 徹君) 起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 議案第35号 変更契約の締結について

○議長(古川 徹君) 追加日程第3、議案第35号 変更契約の締結についてを議題といたします。

議案第35号について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、作田延保君。

(提案理由説明)

○議長(古川 徹君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(古川 徹君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第35号 変更契約の締結についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(古川 徹君) 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(古川 徹君) 以上で今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年第1回九十九里町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 1時16分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長 古 川 徹

署 名 人 浅 岡 厚

署 名 人 谷 川 優 子